資料１ 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

(1) 「供用開始」とは、公共施設の用に供する旨の意志を表示する行政行為をいう。

(2) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。

(3) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のもの（要求水準書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。

(4) 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書及び実施設計図書、その他本施設の設計に係る一切の書類をいう。

(5) 「施工計画書」とは、事業者が作成する本施設等の建設工事等に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。

(6) 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設等の竣工に係る一切の書類をいう。

資料２ 事業用地位置図

【富山市セーフ＆環境スマートモデル街区整備事業】

「富山駅」と富山ライトレール「城川原駅」及び「事業用地」の位置関係

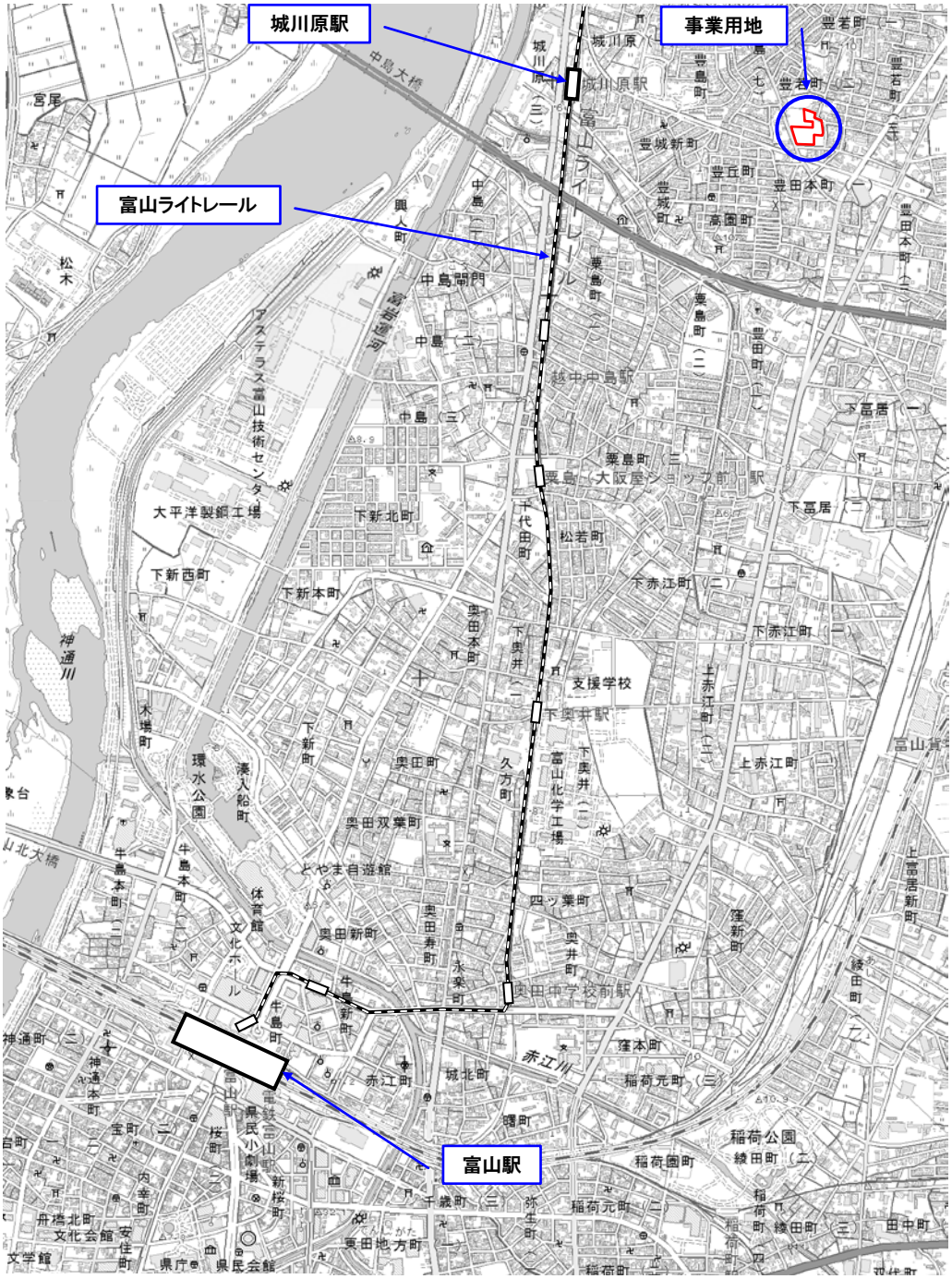

事業用地：富山市豊田本町一丁目68番6、7

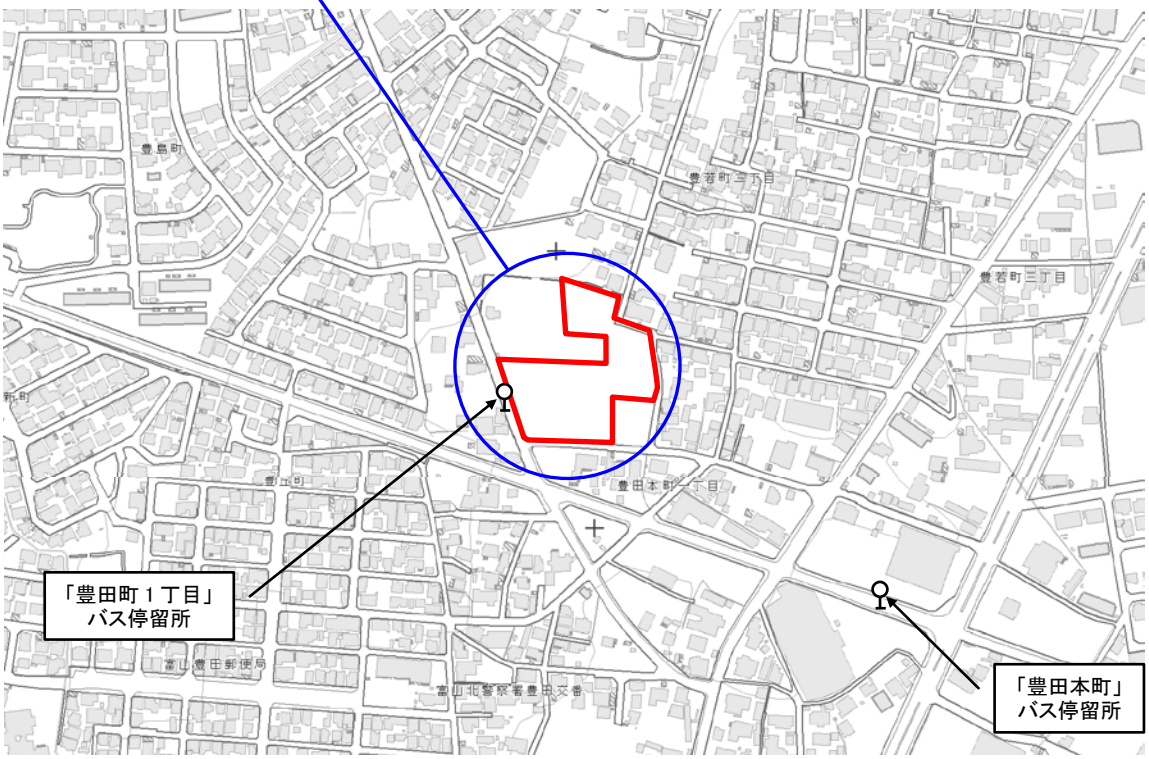

資料3　事業用地概要図

事業用地（公共施設予定地、住宅街区予定地）

敷地面積：約8,487.72㎡

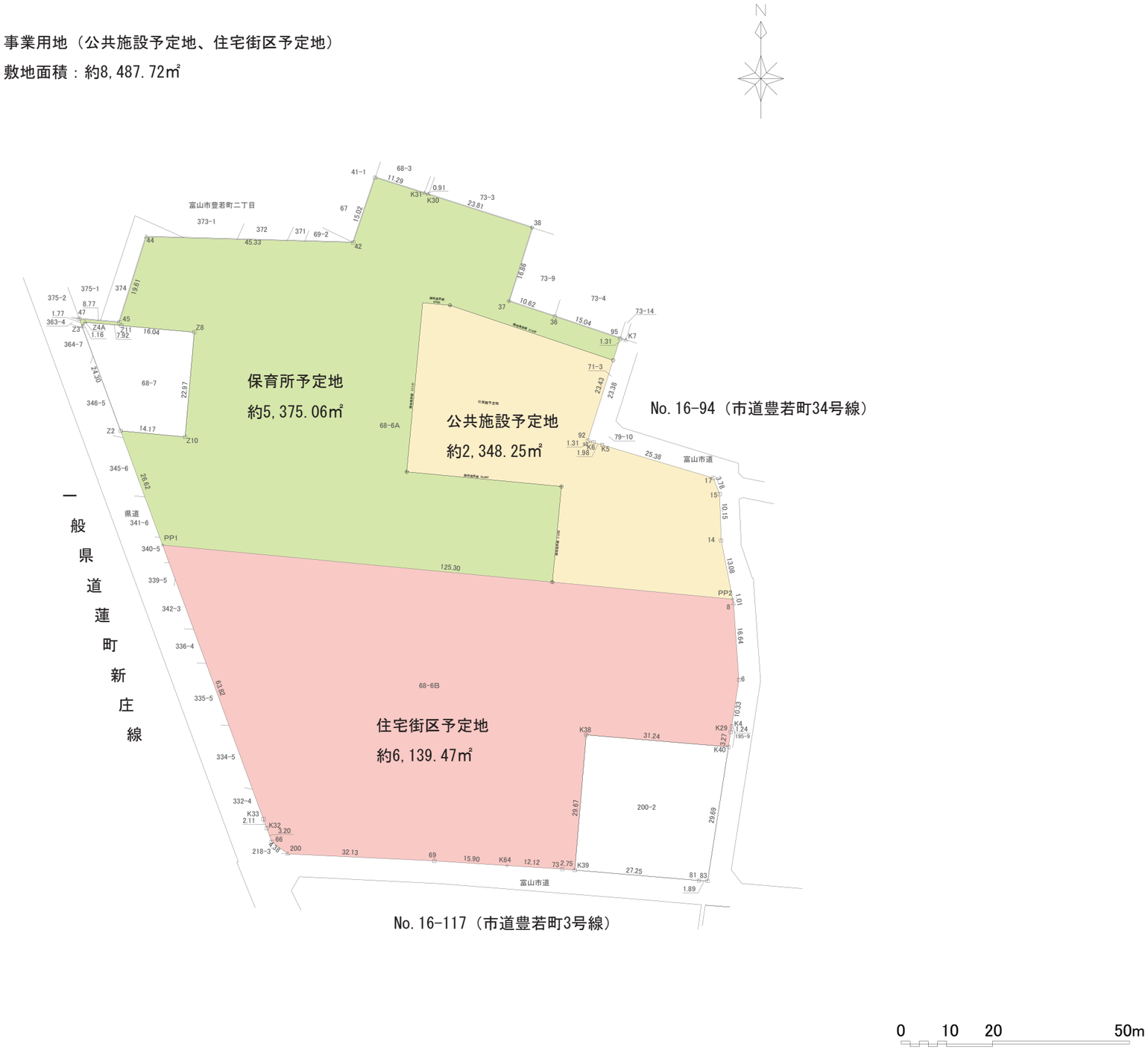

資料４ 住宅への設置を期待する設備要件

設備機器	要　　件	左記要件で適用が想定される補助等
太陽光発電システム	以下の各号の要件に適合するもの。 (1)エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21 年法律第72 号）第2 条第1 項の規定に基づく電気事業者の配電線と連携していること。 (2)各戸に設置する公称最大出力は2.0kW 以上であること。 (3)未使用品であること。	富山市住宅用太陽光発電システム補助事業 （補助対象者：市内に自ら居住する住宅に、新たに太陽光発電システム（最大出力2kW 以上）を設置し、電力会社と系統連系の契約を結ばれた方。 設置補助金額:一律５万円）
燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム等）	以下の各号の要件に適合するもの。 (1)定格運転時において 0.5 から 1.5kW の発電能力があること。 (2)貯湯タンクの容量が、固体高分子形燃料電池を搭載した機種については 150 リットル以上、固体酸化物形燃料電池を搭載した機種については 50 リットル以上であること。 (3)「住宅事業建築主の判断の基準」及び「エコ住宅の新築におけるトップランナー基準相当の基準」の要件に適合するもの。 (4)未使用品であること。	富山市省エネ設備等導入補助事業 （補助対象者：市内に自ら居住する住宅に新たに補助対象設備を設置された方。 設置補助金額：５万円）

資料４ 住宅への設置を期待する設備要件

定置用リチウムイオン蓄電池	リチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元で電気的エネルギーを供給する蓄電池）と、インバータ等の電力変換装置が一体的に構成されたシステムであって、以下の各号の要件に適合するもの。 (1)国が実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより認められているものであること。 (2) 太陽光発電システム等と連携すること。 (3) 停電時には、家庭電力をバックアップし、非常用電源として活用すること。 (4) 未使用品であること。	富山市省エネ設備等導入補助事業 （補助対象者：市内の自ら居住する住宅に新たに補助対象設備を設置された方。 設置補助金額：5万円）
太陽熱利用システム	太陽熱を給湯や空調に利用するシステムであって、以下の要件に適合するもの。 (1)屋根等に取り付けるもので、太陽熱を利用し、水や不凍液を熱媒として間接的に熱交換する「ソーラーシステムタイプ」であること。	富山市省エネ設備等導入補助事業 （補助対象者：市内の自ら居住する住宅に新たに補助対象設備を設置された方。 設置補助金額：3万円）
地中熱利用システム	地下の安定した温度の「地中熱」を利用し換気を行い、室内と外気の温度差の緩和と空気の浄化を行うシステムであって、以下の要件に適合するもの。 (1)水や不凍液をポンプ等により強制循環させ熱交換する「アクティブ地中熱システム」と空気で熱交換する「パッシブ地中熱システム」共に補助対象。ただし、空気循環用ユニットを設置する、地中にパイプを埋設する等、熱交換用の設備を整備すること。	富山市省エネ設備等導入補助事業 （補助対象者：市内の自ら居住する住宅に新たに補助対象設備を設置された方。 設置補助金額：5万円）

資料４ 住宅への設置を期待する設備要件

ペレットストーブ	木質ペレットを燃料とするストーブであって、以下の各号の要件に適合するもの。 (1)木質ペレット（間伐材、端材等の木材を粉砕したものを円筒状に固めたもの）を燃料として使用するものであること。 (2)安定した燃料を確保するため、定量的な供給ができる構造であること。	富山市省エネ設備等導入補助事業 （補助対象者：市内の自ら居住する住宅に新たに補助対象設備を設置された方。市内の事業所に新たに設置した場合も対象 設置補助金額：5 万円）
ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）	大気の熱を利用してお湯を沸かす自然冷媒（CO2）ヒートポンプ給湯機であって、以下の各号の要件に適合するもの (1)日本工業規格 JIS C 9220:2011 の規格に適応するものであること。 (2) 未使用品であること。	
エコウィル	都市ガスやＬＰガスを燃料とするガスエンジンで発電を行い、その際に発生する排熱を給湯等に利用するシステムであって、以下の各号の要件に適合するもの。 (1) 排熱出力が 5kW 以下であること。 (2) 未使用品であること	富山市省エネ設備等導入補助事業 （補助対象者：市内の自ら居住する住宅に新たに補助対象設備を設置された方。 設置補助金額：3 万円）
HEMS	家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの可視化を図るシステムであって、以下の各号の要件に適合するもの。 (1)太陽光発電システム、燃料電池コージェネレーションシステム、蓄電池等と連携し、自動的にエネルギー制御を行ない、かつ、住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量 を個別に計測し、及び蓄積し、見える化が図られていること。 (2)エコーネットライトによる空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有していること。 (3)エコーネットライトを標準的なインターフェースとして搭載していること。	富山市省エネ設備等導入補助事業 （補助対象者：市内の自ら居住する住宅に新たに補助対象設備を設置された方。 設置補助金額：1 万円）

資料5　富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱

平成 27 年 4 月1日
一部改正
都市整備部長決裁

（目的）
第１条　この要綱は、公共交通の沿線において、住宅及び居住環境の質的向上を促進するための指針を設けるとともに、快適で多様な住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、定住人口の増加を図り、もって公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）
第２条　この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）及び都市計画法（昭和４３年法律第１００号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。
（１）「公共交通沿線居住推進地区」とは、別表第１（１）で定める区域をいう。（別図第１）
（２）「公共交通沿線居住推進補助対象地区」とは、別表第１（１）から（４）で定める区域をいう。

（補助対象事業）
第３条　この要綱に基づく補助制度の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。
（１）富山市公共交通沿線共同住宅建設促進事業
（２）富山市公共交通沿線住宅取得支援事業
（３）富山市公共交通沿線宅地整備促進事業
（４）富山市ひとり親家庭家賃助成事業

（事業計画の認定）
第４条　前条第１項第１号から第３号に規定する補助対象事業に基づく補助を受けようとする者は、あらかじめ、当該補助対象事業にかかる事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、市長に認定の申請を行うことができる。

（意見聴取）
第５条　市長は、前条の認定にあたり住戸の数が３０戸以上の共同住宅を建設しようとする申請があったときは、認定の申請をおこなった者から当該計画について聴取するとともに有識者等に当該事業計画の認定に関する意見を求めなければならない。

（補助金の交付）
第６条　市長は、第３条に規定する各補助対象事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金の交付をすることができる。

（公共交通沿線住宅・居住環境指針及び敷地内緑化基準）
第７条　市長は、第１条の目的に即し、公共交通沿線居住推進補助対象地区における住宅及び居住環境の質的向上を促進するための指針等を定めるものとする。

２　前項で規定する指針等については、次の各号に掲げるものとする。
（１）公共交通沿線住宅・居住環境指針（以下「公共交通沿線指針」という。）（別表第２）
（２）敷地内緑化基準（以下「緑化基準」という。）（別表第３）
（細則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則　この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

附則　この要綱は、平成２０年　７月１日から施行する。

附則　この要綱は、平成２３年　７月１日から施行する。

附則　この要綱は、平成２４年　４月１日から施行する。

附則　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

別表第１　公共交通沿線居住推進補助対象地区の区域

公共交通沿線居住推進補助対象地区は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。
（１）　鉄軌道の駅から半径500m以内の範囲もしくは、運行頻度の高いバス路線（1日概ね60 本以上）のバス停から半径300m以内の範囲で、かつ用途地域が定められている区域（工業地域及び工業専用地域を除く）。ただし、都心地区（約436haの区域）は除く。
（２）用途地域が定められていない区域における開発行為や区画整理事業により一団に整備された開発面積5ha を超える住宅団地で、かつ良質な住環境の保全のため地区計画を定めたものであって、鉄軌道の駅から半径500mもしくは運行頻度の高いバス路線（1 日概ね60 本以上）のバス停から半径300m以内の区域内に1/2以上の部分が含まれるもの。
（３）用途地域が定められている区域（工業地域及び工業専用地域を除く）において、平成24 年4 月1 日以降に完了告示された開発行為や区画整理事業により一団に整備された住宅団地で、その面積が5ha を超えるものにあっては、公共交通沿線居住推進地区に1/2 以上の部分が含まれるもの、2ha 未満のものにあっては、その一部が公共交通沿線居住推進地区に含まれるもの、2ha 以上5ha 未満のものにあっては、次の算式により直線補間して得られた割合以上が公共交通沿線居住推進地区に含まれるもの。

$$R > 1/6\ (A-2)$$

Ａ：住宅団地の開発面積（ha）
Ｒ：住宅団地の区域が公共交通沿線居住推進地区に含まれる割合

（４）　前各号に定めるもののほか、周辺の環境を考慮し当該補助対象地区として取り扱うに相応しい範囲として市長が認めるもの。

別図第１　公共交通沿線居住推進地区の区域図

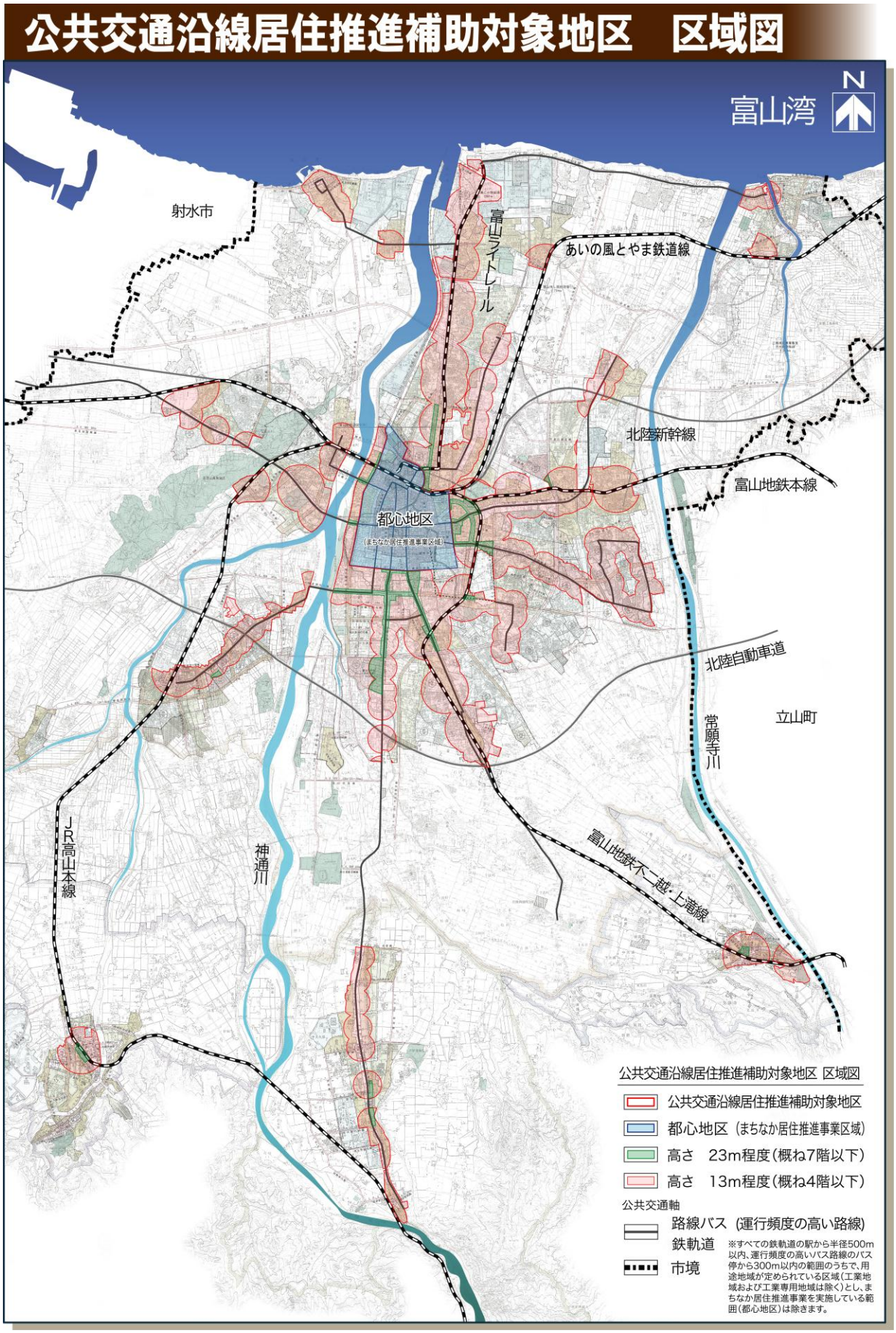

別表第２　公共交通沿線居住推進住宅・居住環境指針

１ 公共交通沿線居住住宅指針

１－１ 一戸建て住宅

内 容	項 目	指 針	区分
（1）規模	ア 敷地面積	（ア）敷地面積は200㎡以上	遵守
	イ 住戸専用面積	（ア）住戸専用面積は100 ㎡以上とすること。	遵守
（2）安全性	ア 耐震基準との適合	（ア）新築の場合 特に規定なし。 （イ）中古住宅を購入する場合 ・昭和56 年6 月1 日以降に着工した建物 ・昭和56 年5 月31 日以前に着工した建物は、耐震改修工事が必要となる場合があります。	遵守

１－２ 共同住宅（建設する場合）

内 容	項 目	指 針	区分
（1）規模	ア 敷地面積	（ア）敷地面積は300 ㎡以上であること。	遵守
	イ 住戸専用面積	（ア）単身型の各住戸の住戸専用面積は40 ㎡以上であること。 （イ）一般型の各住戸の住戸専用面積は55 ㎡以上であること。 （ウ）単身型の住戸数は、全戸数の 1/3 以下であること。	遵守
	ウ 住戸数	（ア）住戸数は４戸以上とすること。	遵守
（2）規格	ア 構造	（ア）主要構造部においては、耐火構造又は準耐火構造であること。	遵守
	イ 適切な室構成	（ア）各住戸に台所、収納設備、水洗便所、洗面設備、浴室及び居室を備えていること。	遵守
（3）性能	ア 劣化の軽減に関すること	（ア）日本住宅性能基準（劣化対策等級3-1）等級２に適合していること。	遵守
	イ 維持管理の配慮に関すること	（ア）日本住宅性能基準（維持管理対策等級4-1、4-2）等級２に適合していること。	遵守
	ウ 温熱環境に関すること	（ア）日本住宅性能基準（省エネルギー対策等級5-1）等級３に適合していること。	遵守
	エ 高齢者への配慮に関すること	（ア）日本住宅性能基準（高齢者等配慮対策等級9-1、9-2）等級２に適合していること。 （イ）地上階数４以上の住宅には、エレベーターを設置しなければならない。	遵守
（4）併設施設	ア 用途・規模	（ア）店舗、事務所等その他これに類する用途が住宅と併存する建築物については、その用途が住宅または周辺の居	遵守

		住者に風紀上、安全上及び衛生上又は生活環境を維持する上に悪影響を及ぼすおそれのないものとすること。 （イ）店舗、事務所等その他これに類する用途が住宅と併存する建築物については、住宅部分の床面積が　1/2 以上を占めるものとすること。	

１－３　共同住宅（取得する場合）

内 容	項 目	指 針	区分
（1）規模	ア 住戸専用面積	（ア）住戸専用面積は55 ㎡以上であること。	
（2）安全性	ア 耐震基準との適合	（ア）昭和56 年6 月1 日以降に着工した建物	

２　公共交通沿線居住環境指針（基本指針）

２－１　一戸建て住宅

項 目	内 容	指 針	区分
（1）景観	ア 敷地の緑化	（ア）緑化面積は敷地面積の100 分の10 以上を確保すること。 （イ）敷地面積の100 分の5 以上の緑化面積については、接道部などに重点を置いた配置とすること。 （ウ）駐車スペースやアプローチ部分などにおいて、透水性舗装、保水性舗装及び芝ブロック等で舗装された場所は、当該面積の２分の１の面積を（ア）及び（イ）の緑化面積に算入することができる。ただし、算入することができる面積は、（ア）及び（イ）で必要とされる緑化面積の２分の１を限度とする。	遵守

２－２　共同住宅

項 目	内 容	指 針	区分
（1）景観	ア 位置	（ア）地域の特性に応じて、地域に親しまれている山なみや丘陵等を遮らないようにするとともに、地形の大幅な改変などにより、自然景観を損なわないよう配慮すること。 （イ）周辺のまち並みと調和を図るため、道路境界からの壁面を揃えるなど周囲と調和した位置になるよう配慮すること。	配慮
		（ウ）前面道路に面する壁面については、原則1m以上後退した位置とする。但し、道路境界から壁面の位置が揃っているまち並みでは、壁面の連続性に配慮した位置とすること。	遵守
	イ 形態・意匠	（ア）計画地周辺のまち並みや自然環境等と調和した形態・意匠に配慮すること。 （イ）建築物の形態・意匠、付属設備等は、建築物が全体的に統一感のあるものになるよう配慮すること。 （ウ）地域の特性を生かすなど、多様な感性や発想によって表情豊かな景観を創出するよう形態・意匠に配慮するこ	配慮

		と。	
	ウ 色彩	（ア）外壁や屋根の色彩は、基調色の彩度を抑え、色相の組み合わせなどを工夫するほか、四季を通じて周辺のまち並みや自然景観等と調和するよう配慮すること。 （イ）計画地に複数の建築物がある時は、全体的に統一感のある色彩に配慮するとともに、建築物に付属する設備機器や屋外広告物、付属工作物等の色彩は、建築物本体の色彩と調和するよう配慮すること。 （ウ）周辺のまち並みや自然環境等と調和を図りながら、表情豊かな景観を創出する色彩の使用に配慮すること。	配慮
	エ 素材	（ア）経年変化による汚れ、破損等を配慮して、景観の質が低下しにくい素材を使用するよう配慮すること。 （イ）素材の選定・使用にあたって住宅地周辺や自然環境に恵まれた地域において反射性を抑えた素材を使用するなど、周辺のまち並みや自然景観等との調和に配慮すること。	配慮
	オ 敷地の緑化	（ア）緑化面積は敷地面積の100 分の10 以上を確保すること。 （イ）敷地面積の100 分の5 以上の緑化面積については、接道部などに重点を置いた配置とすること。 （ウ）駐車場やアプローチ部分などにおいて、透水性舗装、保水性舗装及び芝ブロック等で舗装された場所は、当該面積の2 分の1 の面積を（ア）及び（イ）の緑化面積に算入することができる。ただし、算入することができる面積は（ア）及び（イ）で必要とされる面積の２分の１を限度とする。	遵守
		（エ）敷地内は、周辺の景観と調和する樹種等で、できる限り緑化するよう配慮すること。 （オ）道路等の公共空間に面する部分は、まち並みにうるおいを与えるよう緑化に配慮するとともに、隣接地も周辺状況と合わせた緑化に配慮すること。	配慮
	カ 夜間景観の演出	（ア）ライトアップ等の夜間照明による夜間景観の演出に配慮すること。	配慮
（２）高さ	ア まち並みと調和した高さ	（ア）地域のまち並みと調和した建築物の高さとすること。（高さ指針による）	遵守
（３）空地	ア 空地の確保	（ア）空地面積の敷地面積に対する割合は、１から建築基準法第53 条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値に10分の1 を加えた数値以上を確保すること。	遵守

（4）駐車場	ア 台数	（ア）敷地内に確保しなければならない駐車場の規模は、少なくとも住戸の数の2 分の1 に相当する数の収容台数を有するものとすること。 （イ）店舗、事務所等の用途と併用するものにあっては、前項の規定により算定した台数に、当該店舗、事務所等の床面積の合計面積に対して150㎡までごとに１台として算定した台数を加えた台数を収容台数とすること。 （ウ）敷地の形態、建築計画の技術的制約等により、敷地内に確保することが困難であると認められるときは、隣接地等に当該規模の駐車場を確保すること。	遵守
	イ 配置	（ア）駐車場の位置、構造等は、騒音、排気ガス、眩光などにより敷地及び敷地周辺の居住環境を著しく阻害することなく、かつ、入居者等の安全が確保されるよう配慮すること。 （イ）屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮すること。 （ウ）屋外駐車場は、無機質な景観とならないよう、できる限り緑化するよう配慮する。舗装はできるかぎり自然素材や落ち着いた色調のものとすること。	配慮
（5）駐輪場	ア 台数	（ア）敷地内には、住戸の戸数に相当する台数の駐輪場を設置すること。	遵守
（6）ごみ集積場	ア 配置	（ア）ごみ集積場は、敷地内に設けるとともに、その位置、規模及び構造等については、市の環境センターと協議すること。 （イ）ごみ集積場には給排水設備を設置すること。	遵守
		（ウ）植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくすること。	配慮

２－３　住宅団地

項 目	内 容	指 針	区分
（1）目標	ア　目標	（ア）開発区域において、本市のまちづくりの方針に合致したまちづくりの目標を設定していること。	遵守
（2）規模	ア　区域面積等	（ア）開発区域の面積が1,000㎡以上で、道路の整備を伴う宅地開発であること。	遵守
	イ　敷地面積	（ア）全区画が200㎡以上であること。	
（3）用途	ア　敷地の用途	（ア）全区画が専用住宅用地又は併用住宅用地であること。ただし、開発区域内において、住宅用途の区域と非住宅用途の区域が明確に区別される場合は、住宅用途の区域のみを対象とする。	遵守
	イ　併設施設	（ア）店舗、事務所等その他これに類する用途が住宅と併存する建築物については、その用途が住宅または周辺の居住者に風紀上、安全上及び衛生上又は生活環境を維持する上に悪影響を及ぼすおそれのないものとすること。 （イ）店舗、事務所等その他これに類する用途が住宅と併存する建築物については、住宅部分の床面積が　1/2 以上を占めるものとすること。	遵守
（4）景観	ア　敷地の緑化	全区画について以下の基準に適合 （ア）緑化面積は敷地面積の100 分の10 以上を確保すること。 （イ）敷地面積の100 分の5 以上の緑化面積については、接道部などに重点を置いた配置とすること。 （ウ）駐車スペースやアプローチ部分などにおいて、透水性舗装、保水性舗装及び芝ブロック等で舗装された場所は、当該面積の２分の１の面積を（ア）及び（イ）の緑化面積に算入することができる。ただし、算入することができる面積は、（ア）及び（イ）で必要とされる緑化面積の２分の１を限度とする。 （エ）緑化については、別表第３の緑化基準によるものとする	遵守
（5）付帯施設等	ア 消雪施設	（ア）道路消融雪施設を設置すること。	遵守
（6）建築協定等	ア 建築協定等	（ア）開発区域全体を対象区域に含む建築協定又は地区計画を定め、上記（1）～（4）について定めること。	遵守

３ 公共交通沿線居住環境指針（高さ指針）

区 域	高さ基準 等	区域の状況	区分
（1）商業地域及び都市計画道路草島東線～双代線～下赤江新庄線～下新西町上赤江線～神通川～草島西線で囲まれる区域内にある近隣商業地域	高さ 23m程度 （おおむね７階以下）	商業系用途が指定されているが、中層程度の建物立地が望ましいと考えられるゾーン	遵守
（2） （1）以外の区域	高さ 13m程度 （おおむね４階以下）	住居系用途を中心としたゾーン、戸建て住宅地としての環境を維持することが望ましいと考えられるゾーン	

（別図第１のとおり）

別表第３　敷地内緑化基準

１ 緑化面積

（１）緑化面積は敷地面積の100 分の10 以上を確保すること。

（２）敷地面積の100 分の5 以上の緑化面積については、接道部に重点を置いた配置とすること。

２ 緑化の原則

（１）土壌、太陽光、雨など樹木等の生育する環境を十分備えていること。

（２）高木及び中木、低木を組み合わせて量感と連続性のある緑化に努めること。

（３）既存の樹木は、可能な限り現状で保存すること。

（４）緑化を行う土地には、樹木にツル植物、地被植物、草花等を組み合わせるよう努めること。

３ 樹木の植栽方法

（１）高木、中木を植栽する場合は、根、枝が充分生育できるように、建物の壁面位置や塀などに注意し、樹木の周囲に十分な空間を確保すること。

（２）道路境界線、隣地境界線の位置に配慮し、樹木の枝張りの道路へのはみ出しや隣地へのはみ出し等によるトラブルのないよう注意すること。

４ 緑化面積算定基準

（１）樹木で植栽する土地の緑化面積

樹木を植栽する土地の面積を緑化面積とする。ただし、植栽する樹木１本あたりの緑化面積の合計が、樹木を植栽する土地面積に満たなければ、樹木1 本あたりの緑化面積の合計とする。

樹木１本あたりの緑化面積は、次のとおりとする。

①高木(樹木の高さ植栽時で2m 以上、成木で3m を超えるもの)　3.5 ㎡

②中木(樹木の高さ植栽時で1m 以上、成木で1.5m を超え3m 以下のもの)　1.5㎡

③低木(樹木の高さ植栽時で0.3m 以上、成木で1.5m 以下のもの)　0.5 ㎡

低木などで緑化し、さらに高木を植栽する場合、対象の土地の緑化面積に加え、高木１本当たり1 ㎡を加算できるものとする。

（２）生け垣の緑化面積

生け垣を設置する場合は、「幅0.6m×長さ」で得た数値を、緑化面積とすることが出来る。

5　植栽本数

（１）必要緑化面積5 ㎡毎に中木を１本以上植栽する。また、同10 ㎡毎に高木を１本以上植栽する。（例 必要緑化面積10 ㎡の場合：高木1 本以上及び中木2 本以上）

資料6　公民館のサークル活動、利用状況等

平成27年度　豊田公民館サークル活動等一覧

名称	活動日時	場所
豊田太極拳いきいきクラブ	毎週月曜　9:30～	ホール
愛声民謡会	毎週月曜　19:30～	
AZAMI・3B（体操）	毎週火曜　13:00～	
豊田カラオケサークル	毎週火曜　19:00～	
一声吟詠会	毎週水曜　10:00～	
シニアライフ　生花	月2回水曜　13:30～	
さわやかヘルシークラブ（体操）	毎週木曜　10:30～	
書道クラブ	月3回木曜　15:00～	
北部手話サークル	月2回木曜　19:30～	
豊田弥代恵会（日舞）	毎週金曜　19:00～	
太極拳クラブ	月4回土曜　9:30～	
剣詩舞サークル	毎週土曜　14:00～	
シニアライフ和紙工芸	月2回月曜　9:30～	和室
ゆずの会（ひきこもり予防の会）	月1回月曜　13:30～	
ハラウ　ラウレア（フラダンス）	月3回月曜　15:00～	
ストレッチ体操教室	月2回火曜　10:00～	
シニアライフ編物	月2回木曜　9:30～	
押し花サークル花フレンド	月2回木曜　13:00～	
茶道クラブ	月2回土曜　10:00～	
あみものサークル	月2回土曜　10:00～	
「朝」豊田句会	月2回火曜　15:00～	会議室
断酒永遠の会	毎週水曜　19:30～	
木版画サークル	月3回金曜　13:30～	
いけ花こども教室	月2回土曜　9:00～	
琴伝流大正琴教室	月2回土曜　13:00～	
三線練習会	月2回日曜　10:00～	

資料７　公民館･地区センター･図書館分館の事務分掌

1. 公民館・地区センターの事務分掌

１）住民の地域活動の支援に関する事項

(1)　自治振興会に関すること

・調整事務、庶務事務、連絡事務、会計事務

(2)　公民館の運営に関すること

・管理運営事務

・公民館活動支援事務

・庶務事務

(3)　地域の各種団体に関すること

・関係団体との連絡調整事務

・関係団体の活動支援事務

・関係団体の事務補助

（関係団体）社会福祉協議会、ふるさとづくり推進協議会、
交通安全協会及び防犯協会、防犯組合等

(4)　地域ぐるみ活動に関すること

・地域ぐるみ活動事業の支援事務

・ふるさとづくり推進事業に関すること

(5)　社会教育活動に関すること

・社会教育指導事務

・生涯学習活動支援事務

・学級等の立案実施事務

２）行政情報の提供、行政相談等の行政サービスの提供に関する事項

(1)　行政情報の提供に関すること

・配布物の送達

(2)　行政サービスに関すること

・保険年金事務（国保、年金の資格関係）

・福祉に関する事務（長寿・障害・家庭児童・子育て支援、介護保険、保健所等）

・地域児童健全育成に関する事務

・保健衛生関係事務（除草関係等）

・街灯に関する事務

・教育委員会等取扱事務

・図書事務

・船員法事務

(3)　行政相談に関すること
(4)　各種情報の収集と提供に関すること
・各町内、団体書類配布事務
・校下だより等の発行

３）戸籍、住民票及び印鑑の登録に係る受付及び証明並びに市税に係る証明に関する事項
(1)　市民課関係に関すること
・受付業務
・証明交付事務
(2)　納税課関係に関すること
・税証明の交付事務

４）その他
(1)　地区センターの管理に関すること
・施設管理に関すること
・施設内清掃に関する事務
(2)　地区センターの運営に関すること
・庶務事務
・財務関係事務
・人事関係事務
(3)　本庁各課との連絡調整事務
・事務補助に関すること

資料７　公民館･地区センター･図書館分館の事務分掌

2. 図書館分館の事務分掌

・豊田分館の窓口業務に関すること
・逐次刊行物の受入に関すること
・資料収集および受入・除籍に関すること
・読書普及活動（学級招待・学校訪問・子ども会）に関すること
・展示に関すること
・延滞図書の督促に関すること

資料8　公民館・地区センター・図書館分館必要諸室リスト

		部屋数	参考面積㎡（1室あたり）	参考面積㎡（延床面積）	備考	LAN	空調＊
事務室（公民館、地区センター事務室）	職員6人	1	80	80	事務室には更衣室を備えること	○	◎
和室（8畳）		2	25	50	踏込、押入、水屋（上部に棚を備えること）、床の間設置		◎
大会議室		1	250	250	収納スペースの確保 床材は傷の付きにくい硬質のものを使用すること	○	◎
中会議室		3	70	210	収納スペースの確保 床材は傷の付きにくい硬質のものを使用すること		◎
小会議室		1	50	50			◎
調理室		1	40	40	調理台4台設置		◎
図書館分館		1	150	150		○	◎
その他（玄関（スロープ付）、廊下、トイレ（男・女・多目的）、倉庫、湯沸室、掃除用ブース、エレベーター等）			－	155	事務室付近の廊下にAEDを設置できるようにすること 消火器を設置するスペースを設けること 掃除用具の収納及び掃除流しを館内に設置すること 湯沸室に冷蔵庫を設置できるように配慮すること		

＊空調　◎＝冷暖房

資料9(1)　什器・備品等リスト（公民館・地区センター　新規購入）

■新規購入（公民館・地区センター）

部屋名	備品名	数量	規格・仕様等	備考
玄関	傘たて（40～45本）	3	コクヨ　US-G40NNW905×D335×H500と同等品	
	パンフレットスタンドA4版4段（16スポット）	2	コクヨ　ZR-PS64NNW930×D460×H1210と同等品	
待合室・受付	3人用背付きロビーチェア（待合用）	3	コクヨ　CN-151VFN64W150×D600×H670と同等品	
	1人用椅子（窓口客用）	3	コクヨ　CK-M100VR64-Nと同等品	
	記載台（一般）	1	コクヨ　TV-Y32WN3W120×D790×H1030と同等品	
	記載台（一般・車椅子共用）	1	コクヨ　TV-YT31WN3W120×D790×H1030と同等品	
	記載台用カレンダー	2	コクヨ　TVA-PDBNNと同等品	
	屑入れ	1	コクヨ　イレR10F1と同等品	
大会議室	会議用テーブル（パネル付）	5	コクヨ　KT-PS1200P1MNW1800×D450×H720と同等品	
	会議用テーブル	50	コクヨ　KT-S1200P1MNW1800×D450×H720と同等品	
	会議用椅子	165	コクヨ　CK-S890VR94NW510×D535×H775と同等品	
	椅子用ポーター(台車)	7	コクヨ　CP-890N3W605×D975×H900と同等品	
	ホワイトボード	1	コクヨ　BB-R936WWW1915×D628×H1800と同等品	
	演台	1	コクヨ　WA-182TW900×D450×H1050と同等品	
	花台	1	コクヨ　WF-181TW550×D450×H750と同等品	
	案内板	1	GB-64P82NNW660×D430×H1400と同等品	
	卓上マイクスタンド	1	TOAST-65Aと同等品	
	床上型マイクスタンド	2	TOAST-310Fと同等品	

資料9(1)　什器・備品等リスト（公民館・地区センター　新規購入）

部屋名	備品名	数量	規格・仕様等	備考
中会議室	会議用テーブル（パネル付）	45	コクヨ　KT-PS1200P1MNW1800×D450×H720と同等品	
	会議用椅子	135	コクヨ　CK-S890（VR94N、VR24)W510×D535×H775と同等品	
	椅子用ポーター(台車)	6	コクヨ　CK-S890VR64NW510×D535×H775と同等品	
	ホワイトボード	3	コクヨ　BB-R936WWW1915×D628×H1800と同等品	
	案内板	3	コクヨ　GB-G63P82NNW660×D43O×H1400と同等品	
小会議室	会議用テーブル	6	コクヨ　KT-S1200P1MNW1800×D450×H720と同等品	
	会議用椅子	18	コクヨ　CK-S890VRA3W510×D535×H775と同等品	
	ホワイトボード	1	コクヨ　BB-R936WWW1915×D628×H1800と同等品	
	案内板	1	コクヨ　GB-G63P82NNW660×D43O×H1400と同等品	
	応接椅子（アームチェアー）	2	コクヨ　CE-335HSM3W670×D720×H720と同等品	
	応接椅子（2人掛けソファー）	1	コクヨ　CE-332HSM3W1550×D720×H720と同等品	
	応接用センターテーブル	1	コクヨ　NT-182NW1200×D600×H450と同等品	
	パネルスクリーン（仕切り用）	1	コクヨ　3連　KP-43NNW1670×D400×H1500と同等品	
和室	折りたたみ座卓	8	コクヨ　KT-C41P1EW1800×D450×H330と同等品	
	案内板	1	コクヨ　GB-G63P82NNW660×D43O×H1400と同等品	
	座布団	25	オバタ商事　ZT-55-BUと同等品	
	掃除機	1		

資料9(1)　什器・備品等リスト（公民館・地区センター　新規購入）

部屋名	備品名	数量	規格・仕様等	備考
調理室	冷蔵庫	1	パナソニック　NR-F510Vと同等品	
	なべ等（流し台４台分）	－	IH対応、一部ガス対応 **新規購入（調理器具）リスト参照**	
	丸いす	25	コクヨ　CK-745F4VR24と同等品	
倉庫 1階	棚 軽量ラック（天地５枚）	3	コクヨ　MI-7525NW1540×D450×H2108と同等品	
2階廊下・倉庫	クリーンロッカー	1	コクヨ　CLK-65F1W880×D515×H1790と同等品	
	清掃用具一式	1	掃除機、モップ、バケツ等	
	棚 軽量ラック（天地５枚）	2	コクヨ　MI-7525NW1540×D450×H2108と同等品	
共通	壁掛け時計	8	シチズン　8MY462-019と同等品	

■新規購入（調理器具）

	品名	数量	サイズ
調理器具	ナベ（両手）	4	30cm
	ナベ（両手）	4	28cm
	ナベ（両手）	4	26cm
	ナベ（片手）	4	28cm
	ナベ（片手）	4	26cm
	ナベ（片手）	4	24cm
	フライパン（深型）	4	cm
	フライパン（蓋付き）	4	28cm
	フライパン	4	26cm
	まな板	16	cm
	包丁	12	
	ピーラー	8	
	おろし金	4	
	ボウル	8	cm
	ボウル	8	cm
	ボウル	8	cm
	ざる	8	cm
	ざる	8	cm
	ざる	8	cm
	ざる片手	8	cm
	蒸し器	4	
	炊飯器ガス用9.0L(5升)	1	
	炊飯器電気3.6L（2升）	2	象印　NS-QB36と同等品
	やかん	4	2,0L
	てんぷら鍋	4	L
	すり鉢・すりこぎ	4	
	スライサー	4	
	ホットプレート	4	象印　EA-DC10と同等品

品名	数量	サイズ
丸皿	30	大
丸皿	30	中
丸皿	30	小
鉢皿	30	
鉢皿	30	
鉢皿	30	
湯呑	30	
グラス	30	
飯茶碗	30	
お椀	30	
茶碗蒸し	30	
スープ皿	30	
急須	4	

■継続利用（既存公民館・地区センターから運搬）

部屋名	備品名	数量	規格・仕様等	部屋名	備品名	数量	規格・仕様等
事務室・倉庫	両袖机（所長用）	1	W150×D790×H1030	玄関	スモーキングスタンド	1	H600
	片袖机	6	W120×D790×H1030		展示パネル・柱	8	W1200×D600×H1800
	机	1	W790×D790×H1030	湯沸室	湯のみ、茶碗等一式	10	ダンボール
	脇机	3	W400×D700×H1030		電気ポット	1	
	デスク補助棚	5	W565×D300×H615	ホール・1階廊下	AED		
	レジスター	1			清掃用具一式	1	W880×D515×H1790
	コピーファックス機	1	W700×D700×H1500	大会議室	マイクスタンド	1	
	輪転機	1	W800×D700×H1500		会議用椅子（台車）	55	
	コピー機	1	W700×D700×H1500		会議用テーブル	7	W1800×D1800×H1200
	ノートパソコン	6		和室	テレビ一式	1	W1350×D300×H1200
	プリンター	2			書（ガラス）・置物一式	4	W1350×D200×H1500 ダンボール（3）
	レーザープリンター	1			掃除機（調理室へ）	1	
	パソコン台	1	W790×D790×H1030		マット（赤ちゃん教室用）	1	W3000×D700×H700
	プリンター台	2	W450×D600×H630	調理室	包丁一式	1	
	金庫	1	W500×D600×H600		冷蔵庫（湯沸室へ）	1	W700×D700×H1800
	テーブル	2	W1800×D750×H1030		器、しゃもじ等調理道具一式	10	ダンボール
	絵画（ガラス）・表彰額等一式	1			電気・ガス炊飯器	3	
	書類ロッカー（一部倉庫へ）	6	W900×D450×H700		ポット	3	
	職員事務書類等一式	100	ダンボール	プレハブ倉庫内	小型除雪機（69Kg）	1	W550×D1400×H955
	扇風機	4			選挙用具一式、衝立（板・鉄柱）等	1	W2400×D1800×H1800
	花器（生け花用）	21			建設部緊急用資材	1	
	脚立（大・中・小）	3					

■新規購入（図書館分館）

部屋名	備品名	数量	規格・仕様等	備考
図書館分館	スチール書架　ライブラック　直立複式　1連6段基本	6	キハラ　400-162と同等品	
	スチール書架　ライブラック　直立複式　1連6段増結	6	キハラ　400-163と同等品	
	スチール書架　ライブラック　直立単式　1連6段基本	3	キハラ　400-062と同等品	
	木製書架　A型　直立単式　3連6段	4	キハラ　301-365と同等品	
	木製書架　A型　直立単式　2連6段	1	キハラ　301-265と同等品	
	組立式書架　B型　単式　下台　直立3段基本	14	H0.7～1.2程度 キハラ　309-510と同等品	
	組立式書架　B型　単式　下台　直立3段増結	14	H0.7～1.2程度 キハラ　309-511と同等品	
	窓下用絵本書架	6	キハラ　317-201と同等品	
	紙芝居架	1	キハラ　317-511と同等品	
	差込雑誌架　5段　棚付	1	キハラ　315-030と同等品	
	閲覧テーブル　脚部スチール	8	H0.7程度 キハラ　320-42Xと同等品	
	閲覧椅子	12	キハラ　430-30と同等品	
	3人掛ベンチ	1	キハラ　351-73と同等品	

■継続利用（既存図書館分館から運搬）

部屋名	備品名	数量	規格・仕様等	備考
図書館分館（受付カウンター）	図書館業務用パソコン			
	モニター（ディスプレイ）	1	320×380×150	
	入力機器　　キーボード	1	160×460×30	
	マウス	1	光学式	
	ICタグ読み取り機	1	340×140×100	
	出力機器　　レシート出力機	1	210×140×150	
	リライトカード書き換え機器	1	120×300×130	
	プリンターA3対応機	1	580×430×300	
	PC本体（筐体タイプ）	1	100×380×360	カウンター下など利用者の目につかない位置に設置
	通信器材　　ハブ＆ルーター	適宜	120×200×40	
	LAN線	適宜		
	その他			
	プリンター	1	プリンターA3対応機　580×430×300	カウンター下など利用者の目につかない位置に設置
図書館分館（パソコン検索コーナー）	情報提供用パソコン			
	ノートパソコン	1	380×260×50	
	マウス	1	光学式	
	ヘッドホーン	1	軽装タイプ	
	通信器材　　ハブ＆ルーター	適宜	120×200×40	
	LAN線	適宜		
	置き台と椅子	1	ノートパソコンが操作できる程度の広さ	

資料9(5) 什器・備品等リスト（図書館分館　継続利用）

部屋名	備品名	数量	規格・仕様等	備考
図書館分館（事務スペース）	事務用パソコン			
	ノートパソコン	1	380×260×50	
	マウス	1	光学式	
	ヘッドホーン	1	580×430×300	
	通信器材　　ハブ＆ルーター	適宜	120×200×40	
	LAN線	適宜		
	椅子	1	事務机を想定	
	その他			
	事務机	2		
	椅子	1		
図書館分館（更衣スペース）	ロッカー	1		

資料10(1)　建設業務に含む什器・備品等リスト（公民館・地区センター）

室名		主な使用内容	家具等	数量	寸法（単位：m）	材質	備考
公民館・地区センター	事務室	公民館業務執務、地区センター業務の執務	受付カウンター	1	H0.88　W=適宜　D=0.9程度	ポリ合板、シナ合板等	カウンター内外の通路を確保（スイング扉等）すること
			ローカウンター	1	H0.7　W=適宜　D=0.9程度	ポリ合板、シナ合板等	カウンター内外の通路を確保（スイング扉等）すること
			窓下カウンター（下部収納）	適宜	H=0.7～0.9　W=適宜　D=0.5程度	ポリ合板、シナ合板等	
			ポスト	1			外から地区センター事務所内に鍵等を返却できるように配慮すること
			掲示板	適宜	適宜	スポンジシート	
	湯沸室		ミニキッチン	1	適宜	適宜	混合水栓１箇所、IHを2口、上下部収納、換気扇付とすること 材質：耐水性・耐久性を考慮した材質とすること
	和室	集会 各種教室・サークル活動 （茶道教室　・和服着付教室　他）	床の間	1	適宜		掛軸用フックを設置すること
			水屋	1	適宜		上部に棚を設置すること
			炉壇	1			電熱式とすること
			押入	適宜			
			スリッパ入れ	適宜			
	会議室（大）	集会・会議 各種教室・サークル活動	窓下カウンター（下部収納）	適宜	H=0.9　W=窓部分全面　D=0.4程度	ナラ合板、積層材等	
			電動式壁面収納ステージ	1	H300×W3600×D2100 程度		
			可動間仕切り	適宜			
							紅白幕が設置できるよう配慮すること
							絵画等を展示できるように配慮すること（ピクチャーレール等）
	会議室（中）	集会・会議 各種教室・サークル活動	窓下カウンター（下部収納）	適宜	H=0.9　W=窓部分全面　D=0.4程度	ナラ合板、積層材等	
							紅白幕が設置できるよう配慮すること
							絵画等を展示できるように配慮すること（ピクチャーレール等）
	会議室（小）	集会・会議 各種教室・サークル活動	窓下カウンター（下部収納）	適宜	H=0.9　W=窓部分全面　D=0.4程度	ナラ合板、積層材等	
							絵画等を展示できるように配慮すること（ピクチャーレール等）
	玄関		下足箱	適宜	H=1.7　W=2.5　D=0.4程度	ポリ合板、シナ合板等	内履棚、露受皿付とすること
			靴拭きマット	適宜	1.5×0.9程度	ステンレス等	玄関ポーチ部分
			手摺	適宜		木製、ステンレス製等	
			施設名板	1			
							腰掛台を設置する等、下足履き替え時に配慮すること
	廊下、ホール		掲示板	適宜		スポンジシート	
			手摺（廊下）	適宜		木製、ステンレス製等	
							絵画等を展示できるように配慮すること（ピクチャーレール等）

資料10(1) 建設業務に含む什器・備品等リスト（公民館・地区センター）

室名		主な使用内容	家具等	数量	寸法（単位：m）	材質	備考
公民館・地区センター	トイレ（男）		手洗いカウンター	適宜	適宜	適宜	耐食鏡、下部収納、水垂れに配慮　材質：耐水性・耐久性を考慮した材質とすること
			鏡	適宜			
			紙巻器	適宜			
			多機能便座	適宜			
			大・小便器	適宜			各階の小便器のうち1つに手摺を設置すること
			トイレブース	適宜	適宜	適宜	材質：耐水性・耐久性を考慮した材質とすること ステンレス手摺、荷物掛フックを設置すること
			水石鹸入	適宜			
	トイレ（女）		手洗いカウンター	適宜	適宜	適宜	耐食鏡、下部収納、水垂れに配慮すること 材質：耐水性・耐久性を考慮した材質とすること
			鏡	適宜			
			紙巻器	適宜			
			多機能便座	適宜			
			便器	適宜			
			トイレブース	適宜	適宜	適宜	材質：耐水性・耐久性を考慮した材質とすること ステンレス手摺、荷物掛フックを設置すること
			水石鹸入	適宜			
	多目的トイレ		手洗いカウンター	1	適宜	適宜	バリアフリー洗面、壁埋込手洗、自動式水栓、耐食鏡、床水垂れに配慮すること ステンレス手摺を設置すること
			鏡	適宜			
			紙巻器	適宜			
			水石鹸入	1			
			身体障がい者用便器	1	適宜	適宜	
			ベビーシート	1	適宜	適宜	
			手摺	適宜	適宜	木製、ステンレス製等	
			オストメイト設備	1	適宜	適宜	
	調理室		調理台	4	適宜		IHを基本とし、流し、魚焼きグリル、オーブン、収納を設置すること
			配膳カウンター	適宜			
			食器棚	適宜			
			シューズボックス	適宜			
	倉庫		収納棚	適宜	H=1.8　W=2.5　D=0.6程度	木製、スチール製等	
	掃除用具ブース						掃除用流しを設置すること ブース：モップハンガータオル掛、用具棚付とすること 耐久性・耐水性を考慮した材質とすること
	その他						屋内外に点字ブロックを適宜設置すること

資料10(2) 建設業務に含む什器・備品等リスト（図書館分館）

室名		主な使用内容	家具等	数量	寸法（単位：m）	材質	備考
図書館	図書館	図書館業務	受付カウンター	1	H0.7程度	適宜	・図書館業務用端末、プリンターほかOA機器が設置できるように配慮すること
			ブックポスト	1		適宜	・外から図書館内に図書・雑誌を返却できるように配慮すること ・外から内部に雨水等が浸入しないよう配慮すること ・ブックポスト内から職員以外の利用者が持ち出しできないよう配慮すること

資料10(3) 建設業務に含む什器・備品等リスト（外構等 ）

施設名		主な使用内容	配慮事項	施設等
外構等	駐車場	・公民館職員、来訪者等の駐車スペース	バリアフリー対応	白線（身障者用2台）
			夜間の無断駐車に配慮	車止め
				車止めポール
	駐輪場	・公民館職員、来訪者等の駐輪スペース	バリアフリー対応	屋根付
			夜間の無断駐車に配慮	
	その他			倉庫（W2,210×D1,790×H2,075程度） 4箇所 屋外電気時計（1箇所以上） 敷地内に公民館までの誘導看板を設置すること 施設名板、案内板（ユニバーサルデザイン）等の表示（ステンレス等）

資料11(1) 電気・機械要求性能表（公民館・地区センター）

室名		電灯	コンセント		電話		TV	館内放送	映像音響	電気時計	呼出	防犯	給水	給湯	空調	備考
		照度（Lx）（*1）	一般（*2）	LAN設備	外線	内線									（*3）	
公民館・地区センター	事務室	600以上	5ヶ所以上	○	○	－	○	○	－	○	－	○	－	－	◎	フロアコンセント等適宜設置しOA機器に対応 防災無線の設置に対応 多目的トイレからの緊急呼出の受信装置
	湯沸室	200以上	適宜	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	湯沸室（キッチンセット：IH 2口を基本とする）
	会議室（大）	500以上	4ヶ所以上	○	－	－	○	○	○	○	－	○	－	－	◎	ロールスクリーンの設置 フロアコンセントを適宜設置 映像音響（CD・MD・DVD・BD・VHS・VTR）機器設置 独立した拡声設備（ﾜｲﾔﾚｽﾏｲｸ等含）設置 移動式ワゴンによる映像音響拡声設備対応
	会議室（中）	500以上	2ヵ所以上	－	－	－	○	○	○	○	－	○	－	－	◎	フロアコンセントを適宜設置 映像音響機器（CD・MD・DVD・BD・VHS・VTR）設置 独立した拡声設備（ﾜｲﾔﾚｽﾏｲｸ等含）設置 移動式ワゴンによる映像音響拡声設備対応
	会議室（小）	500以上	2ヶ所以上	－	－	－	○	○	○	○	－	○	－	－	◎	フロアコンセントを適宜設置 映像音響機器（CD・MD・DVD・BD・VHS・VTR）設置 独立した拡声設備（ﾜｲﾔﾚｽﾏｲｸ等含）設置 移動式ワゴンによる映像音響拡声設備対応
	和室	500以上	4ヶ所以上	－	－	－	○	○	－	○	－	○	○	－	◎	茶道用の水屋 炉（電熱式）
	調理室	500以上	4ヶ所以上 （調理台に付属するものは除く）	－	－	－	－	○	－	○	－	○	○	○	◎	調理台（4台）IHを基本とする（コンセント付） 各調理台に給水・給湯、グリル、オーブンの等の機能を持たせること 換気扇
	トイレ（男）	200以上	適宜	－	－	－	－	○	－	－	－	○	○	－	－	手洗い 洋大便器、小便器、多機能便座設置 換気扇
	トイレ（女）	200以上	適宜	－	－	－	－	○	－	－	－	○	○	－	－	手洗い 洋大便器、多機能便座設置 換気扇
	トイレ（多目的）	200以上	適宜	－	－	－	－	○	－	－	－	○	○	○	－	オストメイト対応（汚物流し、シャワー（シングルレバー混合水栓）） 身体障がい者用便器、手洗い、センサーライト 換気扇、緊急呼出装置
	玄関、廊下	200以上	適宜	－	－	－	－	○	－	－	－	○	－	－	－	玄関には自動ドア設置 多目的トイレからの緊急呼出の受信装置
	倉庫	150以上	適宜	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	掃除用具ブース	150以上	適宜	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	掃除流し
	その他			－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	玄関（屋外入口周り）に水栓を設置すること

（*1）作業面上　　（*2）専用機器等の電源は含まない、アース付　　（*3）◎＝暖冷房

資料11(2)　電気・機械要求性能表（図書館分館）

施設名		電灯	コンセント		電話	TV	館内放送	映像音響	電気時計	呼出	防犯	給水	給湯	空調	備考
		照度（Lx）（*1）	一般（*2）	LAN設備	外線									（*3）	
図書館分館	図書館	500以上	5ヶ所以上	○	○	－	○	－	○	－	○	○	－	◎（暖冷房）	手洗い、換気扇 OA機器対応のため、受付カウンターおよび事務用スペースに、フロアコンセント設置

（*1）作業面上　　（*2）専用機器等の電源は含まない、アース付　　（*3）◎＝暖冷房

資料11(3) 電気・機械要求性能表（外構等）

施設名		電灯	コンセント		電話	インターホン	無線LAN	TV	拡声	映像音響	電気時計	呼出	防犯	給水	給湯	空調	備考
		照度（Lx）（*1）	一般（*2）	LAN設備												（*3）	
外構等	駐車場	適宜	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	外灯の設置
	駐輪場	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

（*1）作業面上　（*2）専用機器等の電源は含まない、アース付　（*3）◎＝暖冷房

開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置基準

１．開発区域内の雨水流出量

（１）雨水流出量の算定

開発後の雨水流出量は、次式により算出する。また、許容放流量を開発前の雨水流出量とする場合、次式により算出した数量が許容放流量Qc となる。

合理式

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times r \times A_1$$

Q：雨水流出量（㎥/ｓ）（開発後Q_1、開発前Qc）

C：流出係数

ｒ：降雨強度（mm/h）

A_1：開発面積（ha）

（２）流出係数の算定

開発区域の雨水流出量を算出するための流出係数は、表１－１に示す値（通常の場合、中間値）を標準とし、加重平均して求めるものとする。

ただし、開発前の流出係数を表１－２－１～５とすることも可。

$$C = \frac{a_1 \cdot C_1 + a_2 \cdot C_2 + a_3 \cdot C_3 + \cdots}{A_1}$$

$a_1 a_2 a_3 \cdots$：工種別面積

$C_1 C_2 C_3 \cdots$：工種別流出係数

A_1：開発面積（ha）

（表１－１）工種別基礎流出係数の標準値

工　種　別	流出係数	工　種　別	流出係数
屋　根	0.85～0.95	間　地	0.10～0.30
道　路	0.80～0.90	芝、樹木の多い公園	0.05～0.25
その他の不透面	0.75～0.85	勾配の緩い山地	0.20～0.40
水　面	1.00	勾配の急な山地	0.40～0.60

※田・畑は間地扱いとする

（表１－２－１）富山地域における用途地域別流出係数

用　途　種　別	中央部	水橋地区	神通川左岸
第１種低層住居専用	0.45	0.55	0.55(建ぺい率 50%) 0.45(建ぺい率 40%)
第１種中高層住居専用	0.50	0.55	0.60
第２種中高層住居専用	0.50	—	—
第１種住居地域	0.50	0.65	0.55
近隣商業	0.60	0.70	0.65
商業	0.60	—	—
準工業	0.50	0.50	0.50
工業	0.50	0.50	0.50
工業専用	0.50	—	—
非市街地（計画区域内）	0.45	0.45	0.50
流入区域（計画区域外）	0.30	0.30	0.10～0.50

（表１－２－２）大沢野地域における用途地域別流出係数

用　途　種　別	大沢野
第１種中高層住居専用	0.50
第２種中高層住居専用	0.50
第１種住居地域	0.55
第２種住居地域	0.55
近隣商業	0.65
商業	0.65
準工業	0.55
工業	0.60
非市街地（計画区域内）	0.55
流入区域（計画区域外）	0.30

（表１－２－３）大山地域における用途地域別流出係数

用　途　種　別	大山
既　成　市　街　地	0.60
新　住　居　地　域	0.50
住 宅 混 在 田 園	0.35
住 宅 の な い 田 園	0.20
公　　園	0.20
山林（やや急勾配）	0.50

（表１－２－４）八尾地域における用途地域別流出係数

用　途　種　別	八尾
第１種低層住居専用	0.50
第１種中高層住居専用	0.55
第２種中高層住居専用	0.55
第 1 種 住 居 地 域	0.50
第 2 種 住 居 地 域	0.50
近　隣　商　業	0.75
商　　業	0.75
準　工　業	0.60
工　　業	0.60
工　業　専　用	0.50
流　入　区　域 （ 計 画 区 域 外 ）	0.30（平坦地） 0.20（山　地）

（表１－２－５）婦中地域における用途地域別流出係数

用　途　種　別	婦中
第１種低層住居専用	0.52
第１種中高層住居専用	
第 1 種 住 居 地 域	
準　住　居　地　域	
近　隣　商　業	0.60
商　　業	0.60
工　　業	0.47
未　指　定	0.30

（３）降雨強度の算定

開発区域の雨水流出量を算出するための降雨強度は、表１－３に示すものとする。

（表１－３）降雨強度式

地　　域		確率年	降雨強度式（mm/h）
富山	合流区域	１０年	$\frac{5380}{(t+33)}$
	合流区域以外	５年	$\frac{4900}{(t+40)}$
大沢野		７年	$\frac{4850}{(t+32)}$
大　山		７年	$\frac{4850}{(t+32)}$
八　尾		７年	$\frac{4488}{(t+28)}$
婦　中		７年	$\frac{4800}{(t+33)}$
山　田			大沢野または八尾地域に準ずる
細　入			八尾または婦中地域に準ずる
富山県		１０年	$\frac{1533.6}{(t^{3/4}+7.027)}$
		３０年	$\frac{1873.6}{(t^{3/4}+7.290)}$

※地域別降雨強度式については、上記表を原則とするが、調整池等の貯留施設を設ける場合、富山地域に準じても良い。その際、開発前の流出係数を用途地域別流出係数とする場合の適用地域についても、富山地域とすること。

流達時間ｔ＝流入時間ｔ$_1$＋流下時間ｔ$_2$

流入時間ｔ$_1$：7分

流下時間ｔ$_2$：排水施設の流量表を作成し、開発区域内の排水計画の最上流点 から最も長い流下時間(min)

$$t_2 = \frac{1}{60} \times \frac{L}{V}$$

Ｌ：排水路延長（m）

Ｖ：流速（m/s）　マニング式より

判定の際、同条件で比較するため、開発区域内における、開発前・後の降雨強度については、同じ数値を用いるものとする。

２．雨水流出抑制施設導入の要否判定

Ｑc＞Ｑ$_1$：否（浸透施設設置は任意協力）

Ｑc＜Ｑ$_1$：要（雨水流出抑制施設の導入）

３．雨水流出抑制施設の導入基準

（１）基準

○条件

（表２）

開発面積	導入施設
0.1～1.0ha 未満	富山市 5・7 年確率の貯留施設
1.0～5.0ha 未満	富山県 10 年確率の貯留施設
5.0ha 以上	富山県 30 年確率の貯留施設

（３）貯留量の算定

調整池の簡便法から算定する。

$$V=\left(rt-\frac{rc}{2}\right)\times t\times f\times\frac{A_1}{6}$$ を最大とする t を求める（dV／dt=0 のとき）

V：必要貯留量

$$rc=\frac{360\times Qc}{f\times A_1}$$ ←許容放流量に対応する降雨強度（合理式を逆算）

$$rt=\frac{a}{t^n+b}$$ ←（表１－３）降雨強度式に対応

$$t=\left\{\frac{a\times(1-n)-b\times rc+\sqrt{(1-n)^2\times a^2+2\times n\times a\times b\times rc}}{rc}\right\}^{1/n}$$

f：開発後の流出係数

A_1：開発面積（ha）

Qc：許容放流量（㎥/s）

※堆積土砂量として１．５㎥/ha を上乗せすること

（４）放流口の断面の算定

オリフィスによる算定

$$Qc = C\,a\sqrt{2gH}$$

Qc：許容放流量（m^3/s）

ａ：流出断面積（オリフィス）（m^2）

Ｃ：流量係数（０．６）

ｇ：重力加速度（９．８m/s　）

Ｈ：オリフィス中心からの水深(m)

四角オリフィスの場合

$$a = D \times L$$

$$H = h - D/2$$

Ｄ：高さ(m)

Ｌ：幅(m)

ｈ：側溝高(m)

円径オリフィスの場合

$$a = \pi r^2 / 4$$

$$H = h - r/2$$

ｒ：直径(m)

ｈ：側溝高(m)

（５）開発用途別貯留施設の選定

利用形態	貯留方式
分譲宅地開発	オフサイト貯留
共同住宅・店舗 ・工場・事務所等	オフサイト貯留 または オンサイト貯留

オフサイト貯留…雨水を河川、下水道、水路等で集水し、集約的に貯留する方式。（例：専用調整池、地下貯留等）

オンサイト貯留…雨水の移動を最小限に抑え、雨が降った場所で貯留する方式。（例：駐車場貯留、集合住宅等の棟間貯留等）

オンサイト貯留の貯留限界水深（利用形態別）

利用形態	貯留場所	貯留限界水深
共同住宅 （住居系）	駐車場貯留	１０ｃｍまで
	棟間貯留	３０ｃｍまで
店舗・工場 ・事務所等 （非住居系）	駐車場貯留	１０ｃｍまで※
	棟間貯留	３０ｃｍまで

※ただし注意看板の設置及び豪雨時に場内アナウンス等の呼びかけにより常時、車の移動が可能な場合３０ｃｍまで可

６．既設雨水流出抑制施設の機能の確保

開発区域に既設の雨水流出抑制施設が設置されていた場合、その機能は確保すること。ただし、当該開発における導入施設にその機能分を加算した施設としてもよい。

７．その他

この基準に定めのない事項または疑義を生じた事項については、別途協議して定めるものとする。

資料13　道路拡幅工事に係る設計条件

道路設計条件

１．道路の拡幅について

道路区分	４種４級
全般	旧豊田小学校跡地の東側道路（No.16-94（市道豊若町34号線））及び南側道路（No.16-117（市道豊若町3号線））を幅員6.0mに拡幅すること。 また、住宅街区等内道路についても、本設計条件に準じること。
幅員構成	相互通行（4級道路） W＝6.0m ※植樹帯及び歩道は設けない。豊若町34号線、豊田3号線の幅員を6.0mにすること。
横断勾配	車道：２．０％
隅切り	道路構造令における設計車両により検討し、必要な隅切り長を確保すること。
舗装	アスファルト舗装とすること。 舗装構成は当該土地利用状況を勘案し、道路管理者と協議し決定すること。
安全施設	交通安全上必要となる施設を設置すること。 防犯灯はLEDとすること。電柱添架でもよい。
側溝	現況どおり、車道両側に設置すること。既存の側溝がある場合は、新たに設置する必要はない。

２．その他

・道路構造の詳細については、事業者と道路管理者等との設計協議を行い決定する必要があり、今回の条件を満たすことで道路管理者との協議が不用となるものではない。今回提示した条件は必要最低事項であり、協議により新たな条件が発生する可能性がある。

・道路の設計にあたっては、道路構造令、道路の移動等円滑化整備ガイドライン、富山県民福祉条例施設整備マニュアル、その他関係法令等を順守すること。

資料 13　道路拡幅工事に係る設計条件

道 路 の 断 面

道路の区分　第 4 種：その他の道路/都市部

① 住宅街区等内道路

相互通行の場合　6.0m

第 4 級：計画交通量 500 台/日未満

車線なし、幅員 6.0m

下層：再生砕石　RC-40　20cm

上層：粒調砕石　M-40　　15cm

表層：密粒度 AC　20FAp　再生材入り　5cm

路床：CBR　3%以上

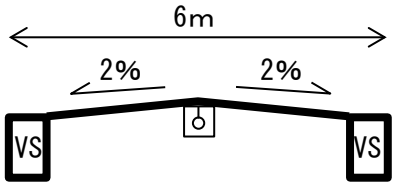

②東側道路（豊若町 34 号線）、南側道路（豊田 3 号線）

相互通行の場合　6.0m

第 4 級：計画交通量 500 台/日未満

車線なし、幅員 6.0m

拡幅部の舗装構成

下層：再生砕石　RC-40　35cm

上層：粒調砕石　M-40　　15cm

表層：密粒度 AC　20FAp　再生材入り　5cm

（東側市道）

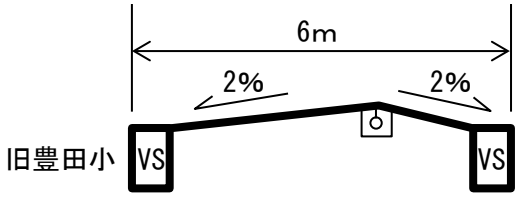

（南側市道）

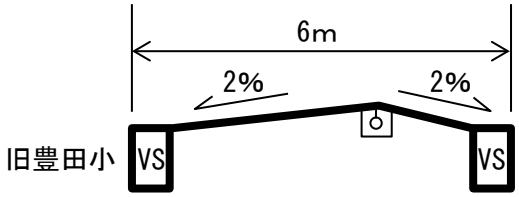

富山市宅地開発に関する指導要綱

平成17年4月1日施行

富山市宅地開発に関する指導要綱

平成17年４月１日

告示第13号

（目的）

第１条　この告示は、本市における宅地開発について、都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市計画施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に特段の定めがあるものを除くほか、宅地開発を行う上での手続、公共施設等の整備基準及び公共施設等の移管の手続等を定めることにより、無秩序な市街化を防止し、市民の良好な住環境の維持と向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　宅地開発　主として分譲宅地の目的で行う土地の区画形質の変更を行うものをいう。

（２）　開発区域　宅地開発をする土地の区域をいう。

（３）　事業主　宅地開発に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をするものをいう。

（４）　工事施工者　工事の請負人又は自ら工事をするものをいう。

（５）　公共施設等　道路、公園、排水施設等の公共施設及び公益施設で、この要綱においてその帰属先・管理主体を定めるものをいう。

（６）　道路の位置の指定　建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に基づく私道の指定をいう。

（適用の範囲）

第３条　この告示は、開発区域の面積が1,000平方メートル以上の宅地開発に適用する。

（責務）

第４条　市長は、この告示の目的を達成するために必要な施策の実施に努めるものとし、また、宅地開発において良好な住環境の維持、向上のために事業主が最低限遵守すべき基準を定めるものとする。

２　事業主及び工事施工者は、宅地開発を計画するに当たり、本市の土地利用に関

する施策等と整合を図り、前項の規定により、市長の定める基準の遵守に努めなければならないものとする。また、事業主及び工事施行者は、開発区域周辺の住環境に配慮した計画に努め、宅地開発の実施が地域の良好な住環境の維持及び向上に貢献するものとなるよう努めなければならない。

（事前協議）

第５条　次の各号のいずれかに該当する宅地開発を行おうとする事業主は、工事着工前に宅地開発の内容について市長と協議し、事前協議承認通知書の交付を受けるものとする。

（１）　都市計画法に定める都市計画区域外の地域においては、1,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の宅地開発及び区域区分が定められていない都市計画区域内の地域においては、1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の宅地開発

（２）　開発区域が、都市計画区域の内外の区域にまたがる場合は、1,000平方メートル以上の宅地開発

２　前項の規定にかかわらず、既に行われている宅地開発に連続又は隣接して開発区域を設定する場合に、その合計規模が前条の各号のいずれかに該当するときは、事前に宅地開発の内容について市長と協議し、合意を図るものとする。

３　前２項に規定する事前協議は、次条第１項に規定する内容について、富山市宅地開発に関する定め（以下「定め」という。）に規定する様式の申請書及び当該定めに規定する付属図書を市長に提出して行うものとする。

４　宅地開発により整備する道路で市に帰属しないものは、道路の位置の指定を受けるものとする。ただし、都市計画区域外において宅地開発により整備する道路を除くものとする。

（基準）

第６条　事業主が、宅地開発を計画するに当たり、良好な住環境の維持、向上のために最低限遵守すべきものとして市長が第４条第１項の規定により定める基準は、次のとおりとする。

（１）　宅地開発に係る土地の用途が、市の定める土地利用及び開発に関する計画等に適合していること。

（２）　道路、公園、排水施設、消防施設その他公共・公益の用に供する施設は、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全、災害の防止、通行の安全、事業活動

の効率に支障がない規模及び構造で配置されていること。

ア　開発区域の規模、形状及び開発区域外の周辺の状況

イ　開発区域内の地形及び地盤の性質

ウ　開発区域内の予定建築物及び工作物等の用途

（３）　開発区域内の主要な道路は、開発区域内外の相当規模の道路に接続すること。

（４）　排水路及びその他の排水施設は、放流先等の状況を勘案して、排出によって開発区域及び周辺の地域に被害の生じないよう、調整池等の設置に配慮するなど、構造・能力において適当に配置され措置されること。

（５）　水道の給水は富山市水道給水条例（平成17年富山市条例第296号）に基づいて給水すること。

（６）　公共施設及び公益施設は、開発区域及び周辺の地域における利便の増進及び環境の保全並びに公共の福祉に寄与するように配置すること。

（７）　公共施設及び公益施設の土地、建築物及び工作物についての帰属先・管理主体及び引継時期が適正であること。

（８）　開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、がけくずれの恐れのある土地、出水の恐れのある土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁等の設置又は排水路・調整池の確保等安全上必要な措置を講ずること。

（９）　開発区域内には、次に掲げる土地を含まないものとする。ただし、開発区域及び周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

ア　建築基準法第39条第１項の災害危険区域

イ　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項の地すべり防止区域

ウ　急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域

エ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条の土砂災害警戒区域及び第８条の土砂災害特別警戒区域

オ　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号の農用地区域及び農用地区域外で、当分の間農地を保全することが適当

な区域

カ　その他市長が開発の抑制又は安全の確認が必要と認める区域

(10)　事業主に当該宅地開発を行うために必要な資力及び信用があること。

(11)　工事施工者に当該宅地開発に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(12)　当該宅地開発をしようとする土地、工事をしようとする土地又はこれらの土地にある工作物等につき、当該宅地開発に関して利害関係を有する者の同意を得ていること。

２　前項各号に規定する事項の基準の細目は、定めで規定する。

（承認）

第７条　市長は、第５条第３項に基づき、事業主から事前協議の申請があった場合に、当該宅地開発の計画等が、第６条の基準を満たすと認めるときは、事前協議承認通知書を、事業主に交付するものとする。

（変更）

第８条　市長が、事前協議承認通知書を、事業主に交付した後、宅地開発の計画に変更が生じた場合、事業主は変更部分の工事に着手する前に、改めて、第５条第３項の規定にならい事前協議をするものとする。この場合において、申請書の付属図書については、市と協議するものとする。

２　市長が、事前協議承認通知書を、事業主に交付した後、事業主に変更があった場合、改めて、第５条第３項の規定に係る事前協議するものとする。この場合において、申請書の付属図書は、第６条第１項第10号から第12号に関するものとする。

（公共施設等の用地提供）

第９条　事業主は、公共施設等の用地を市に帰属させるときは、無償で提供するものとする。

（公共施設の管理者との協議）

第１０条　事業主は、宅地開発の施行に伴い設置又は改良を必要とする開発区域の内外の公共施設について、公共施設の管理者と協議し、事業主の負担において整備するものとする。

（届出）

第１１条　都市計画法第29条の許可を受けた事業主及び第７条の規定による承認通

知書の交付を受けた事業主は、工事に着手したとき、定めで指定する工程に達したとき、工事を完成したとき、宅地開発を中止した場合には、定めに規定する様式により市長へ届け出るものとする。

（検査）

第１２条　市長は、前条の規定に基づき、工事工程届又は工事完了の届出があったときは、事前協議承認通知書の内容及び第６条の基準に適合しているかどうかについて検査するものとする。

２　工事に不備があった場合、市長は事業主に、手直し事項を指示し、事業主は、速やかに是正するものとする。この場合において、是正に要する費用は事業主の負担とする。

３　市長は、事業主が手直し事項を是正した場合には、再検査するものとする。

（調査・報告）

第１３条　市長は、工事の内容及び進捗状況を調査する必要を認めた場合は、工事現場に立ち入ることができる。この場合において、市長は、事業主に報告を求めることができるものとする。

（指導、勧告及び公表）

第１４条　市長は、事業主又は工事施工者が、第４条第２項、第５条、第８条から第11条まで、第12条第２項及び前条の規定に抵触していると認めるときは、事業主及び工事施工者に対し該当する規定の履行について摘要し、又は勧告するものとする。

２　事業主又は工事施工者が、正当な理由なく市長の勧告に従わない場合、市長は事業主及び工事施工者の住所氏名、当該勧告の内容その他の定めで規定する事項を公表することができる。

３　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（適用の除外）

第１５条　この告示の規定は、次に掲げる宅地開発については適用しない。

（１）　国、県、本市等が行うもの

（２）　非常災害のため、必要な応急措置として行うもの

（委任規定）

第１６条　この告示の施行に関し必要な事項は、定めで規定する。

附　則

この告示は、平成17年４月１日から施行する。

富山市宅地開発に関する定め

平成２７年４月１日

（目的）

第１条　この細則は、富山市宅地開発に関する指導要綱（平成17年富山市告示第１３号。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事前協議申請書）

第２条　要綱第５条に規定する事前協議を行うものは、宅地開発事前協議申請書（様式第１号）に必要事項を記載し、付属図書を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項の宅地開発事前協議申請書の付属図書は、別表第１のとおりとする。

（承認の通知）

第３条　要綱第７条に規定する事前協議承認の通知は、宅地開発事前協議承認通知書（様式第２号）によるものとする。

（審査基準）

第４条　要綱第６条第２項に規定する基準の細目は、別表第２のとおりとする。

（公共施設、公益施設等の帰属、管理）

第５条　土地等の市への移管先及び公共施設の管理主体は、原則として別表第３のとおりとする。この場合、事業主は、公共施設・公益施設等の管理、帰属先との打合せ記録書（様式第３号）に基づき、宅地開発事前協議通知書の交付までに市と協議書を取り交わすものとする。

２　事業主は、第７条の工事完了検査合格通知書（様式第８号）又は都市計画法施行規則第30条（都市計画法施行規則別記様式第６）の検査済証の交付を受けた場合は、速やかに各公共施設等の帰属先の指導に従い各公共施設等を市に移管しなければならない。

（工事の着手、完了及び中止又は廃止の届出）

第６条　要綱第11条に規定する届出は、工事着手届（様式第４号）、工事工程届（様式第５号）、工事完了届（様式第６号）及び宅地開発の廃止届（様式第７号）によるものとする。この場合において、都市計画法第29条における工事完了届及び工事廃止届においては都市計画法施行規則第29条及び第32条の規定による。

２　要綱第11条の規定により、指定する工程は、路盤工事完了時とする。

（検査）

第７条　要綱第12条第１項に規定する検査の合格は、工事完了検査合格通知書（様式第８号）の交付により、事業主へ通知するものとするが、都市計画法第29条の許可対象における検査合格の様式は、都市計画法施行規則第30条の規定による。なお、手直し事項がある場合は工事完了検査手直し事項指示書（様式第９号）にて通知する。

（入居者への周知及び引継ぎまでの管理）

第８条　事業主は、宅地分譲に際し、将来町内会管理となる公共施設・公益施設等の種別を明確にし、宅地購入者に周知しなければならない。

２　事業主は、公共施設・公益施設等の引継ぎ完了まで、事業主の責任において公共施設・公益施設等の維持・管理を適正に行わなければならない。

（指導、勧告）

第９条　要綱第14条による指導は、富山市宅地開発に関する指導要綱に基づく指導書（様式第10号）、勧告は、富山市宅地開発に関する指導要綱に基づく勧告書（様式第11号）、により行うものとする。

（公表）

第１０条　要綱第14条第２項の規定により富山市宅地開発に関する定め（以下「定め」という。）で規定する事項は、次のとおりとする。

（１）　勧告を受けたものの氏名又は名称（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（２）　勧告を受けたものの住所又は所在地（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

（３）　勧告の内容

（４）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（意見陳述の機会の付与の方式）

第１１条　要綱第14条第３項の規定による意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）の付与の方法は、市長が口頭ですることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

２　意見を述べるときは証拠書類を提出することができる。

３　市長は、勧告を受けたものに対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提

出期限（口頭による意見の陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間を置いて、当該勧告を受けたものに対し、次の事項を書面（様式第12号）により通知しなければならない。

（１）　予定される公表の内容及び根拠となる要綱又は定めの条項

（２）　公表の原因となる事実

（３）　意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見の陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

４　市長は、前項の通知を受けたもの又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出の期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、要綱第14条第２項の規定による公表をすることができる。

附　則

この細則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

宅地開発の申請付属図書

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
設計説明書	設計の方針、開発区域内の土地現況、土地利用計画、公共施設計画等		
開発区域位置図	方位、開発区域、主要な道路・河川・公園等、その他目標となる地物	１／2500以上	
開発区域図（現況図）	方位、地形、開発区域の境界（赤枠）、開発区域及びその周辺における字界、地番、地形等	１／500以上	２m以上の標高差がある場合、２m毎の標高線を示す。
土地の公図の写し	方位、開発区域及びその周辺の土地の地番、開発区域の境界（赤枠）		原則として３ヶ月以内に発行のもの。
土地利用計画図平面図	方位、開発区域の境界（赤枠）、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途、公益的施設、樹木、緩衝帯等の位置及び形状	１／500以上	
造成計画平面図	方位、開発区域の境界（赤枠）、切土（茶色）、又は盛土（緑色）をする土地の部分の色分け、がけ、擁壁の位置、道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号、縦横断面の位置と記号、宅地の地盤高及び面積	１／500以上	
造成計画断面図	切土（茶色）、又は盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁、がけの位置	１／100以上	
道路縦断面図	測点、勾配、計画高、地盤高、距離		
道路標準横断面図	路面、路盤の詳細、雨水桝及び取付管の形状、道路側溝の位置、形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配	１／50	

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
排水施設計画平面図	排水区域の区域界、排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、排水施設の記号	１／500以上	
給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内法寸法及び取水方法、消火栓の位置	１／500以上	排水施設計画平面図に合わせて図示してもよい。
がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が２以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	１／50以上	切土部分で２m、盛土部分で１m、切土と盛土を同時にした部分で２mを超えるがけについて作成。 擁壁で覆われるがけ面については設計条件を示す。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜き穴の寸法、間隔、基礎杭の位置、材料及び寸法、原則として構造計算書を添付（練積造は除く）	１／50以上	
公共施設管理者との協議書			
開発行為施行同意書	施行の妨げとなる権利（所有権等）を有する者の同意書		
開発区域内の土地一覧表及び登記全部事項証明書	開発区域内の土地の字、地番、地目、所有者の住所及び氏名		登記全部事項証明書は原則として３ヶ月以内に発行のもの。
資金計画書	収支計画、年度別資金計画、自己資金・借入金に対する預金残高証明書・融資可能証明書		都市計画法施行規則別記様式第三による。
排水の同意書	地元用排水路管理者、土地改良区等		原則として１次排水先の管理者の同意

公共、公益施設等の管理、帰属先との協議記録	協議相手、協議日付、協議及び合意内容		様式第３号による。

備考　協議により、図面の兼用及び縮尺の変更をすることができる。

別表第２（第４条関係）

細則第４条に基づき市長が定める基準の細目

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="2">審査基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">宅地</td><td rowspan="2">住宅用区画の面積</td><td>用途地域</td><td>１６５㎡以上</td></tr>
<tr><td>用途地域以外</td><td>２００㎡以上、平均２５０㎡以上
ただし、地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内においては、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>地盤高さ</td><td colspan="2">道路より高く設定し、土砂が道路側溝に流入しないよう道路境界を措置する。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">道路及び付帯施設等</td><td>幅員</td><td colspan="2">都市計画法第33条第1項第2号
都市計画法施行令第25条第1号から第5号
都市計画法施行規則第20条及び第20条の2
の規定によるものとする。
（１）　開発区域内の道路幅員は有効幅員で６m以上とする。ただし、以下の要件を全て満たす場合で、市との協議が整った場合は、有効幅員で５m以上とすることができる。
・開発区域の本市における都心地区及び公共交通沿線居住推進地区に含まれる割合が付表1に規定するものであること。
・道路消融雪施設が設置されていること。（除雪路線にならないため）
・電柱や防犯灯、カーブミラー等の地上占用物がないこと。（有効幅員を確保するため）
・災害の防止上、通行の安全上等支障が無いと認められること。
（２）　開発区域内の幅員９m以上の道路は、縁石線、さく等により歩車道分離する。
（３）　接続する区域外道路の幅員は、6.5m（開発区域の面積が小規模な場合は別途協議）以上とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">構造</td><td colspan="2">富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例によるものとする。</td></tr>
<tr><td>舗装構成</td><td>設計交通量区分がＬ交通（旧アスファルト舗装要綱）の舗装構成以上で、管理上必要と認める舗装構成を有するものとする。</td></tr>
<tr><td>側溝</td><td>原則として道路の両側に自由勾配側溝を設置するものとする。また、排水勾配を0.3%以上確保すること。</td></tr>
<tr><td>勾配</td><td>縦断勾配は6%以下であること。ただし、地形等によりやむを得ない場合は、市と協議の上、7.5%以下とすることができる。
横断勾配は２%を標準とする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="2">審査基準</th></tr>
<tr><td rowspan="8">道路及び付帯施設等</td><td></td><td>すみ切り</td><td>付表２による長さ以上確保するものとし、すみ切りにより切取る部分は二等辺三角形を基本とする。</td></tr>
<tr><td>行き止まり道路</td><td colspan="2">道路形態は袋路状でないこと。ただし、別図１による車両の転回広場が設置され、管理上、防災安全上等支障が無いと認められる場合はこの限りでない。なお、道路幅員５m以上の緩和基準を適用する場合の転回広場は別に定める。</td></tr>
<tr><td>消雪施設等</td><td colspan="2">開発区域及びその周辺の状況により、道路消融雪施設、流雪溝等の設置に努めるものとし、困難な場合は、機械除雪用の堆雪帯の設置を検討すること。なお、道路幅員５m以上の緩和基準を適用する場合は、道路消融雪施設の設置を必須とする。</td></tr>
<tr><td>防護施設</td><td colspan="2">ガードレール、ガードパイプ等の防護施設は、市と協議し必要箇所に設置する。</td></tr>
<tr><td>交通安全施設</td><td colspan="2">カーブミラー、交通標識等の交通安全施設は、市及び公安委員会と協議し必要箇所に設置する。</td></tr>
<tr><td>電柱等</td><td colspan="2">電柱・支線等は公共施設敷地内には設置しない。</td></tr>
<tr><td>防犯灯</td><td colspan="2">LED街灯の設置を検討し、機種・配置は市と協議する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公園・緑地・広場</td><td colspan="2">都市計画法第33条第1項第2号
都市計画法施行令第25条第６号及び第７号
都市計画法施行規則第21条及び第25条
の規定によるものとし、公園等の形状・植樹・施設等については、市と協議するものとする。ただし、3,000m2未満の開発行為には、公園等の設置は必要ない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">排水施設
雨水流出抑制施設</td><td colspan="2">都市計画法第33条第1項第3号
都市計画法施行令第26条
都市計画法施行規則第22条、26条
の規定によるものとし、市と協議するものとする。なお、雨水流出抑制施設として、調整池を設置する場合は、三面コンクリート造とし、その他の仕様は市と協議するものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防水利施設</td><td colspan="2">周辺の水利事情等を勘案し、消火栓・防火水槽等の設置について消防局と協議する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">擁壁</td><td>設置</td><td colspan="2">都市計画法第33条第1項第7号及び都市計画法施行規則第23条の規定による。</td></tr>
<tr><td>構造</td><td colspan="2">都市計画法施行規則第27条の規定による。</td></tr>
<tr><td>地表水の処理</td><td colspan="2">切土又は盛土をした土地の部分に生ずるがけ面の上端に続く地盤には、そのがけ面の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう勾配が設けられていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">集会場用地</td><td colspan="2">15,000m2以上の宅地開発をする場合は、敷地面積（区画数×1.1＋90）m2以上の集会場用地を確保するものとするが、15,000m2未満の宅地開発は別途協議するものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ごみ集積場</td><td colspan="2">富山市ごみ集積場等設置の運用規定に基づき、市環境センターとの協議による。</td></tr>
</table>

付表１

開発区域の面積（Ａ）	都心地区及び公共交通沿線居住推進地区に含まれる割合
２ha未満	開発区域の一部
２ha以上５ha未満	（Ａ－２）／６以上
５ha以上	１／２以上

付表２　すみ切り長　（単位：ｍ）

<table>
<tr><td colspan="2">道路区分及び道路幅員</td><td>主要幹線道路</td><td>幹 線 道 路</td><td>主要区画道路</td><td>一般区画道路</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>20m以上</td><td>18m～12m</td><td>9m</td><td>6m～4m</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主要幹線道路</td><td rowspan="3">20m以上</td><td>12.0</td><td colspan="3" rowspan="6">数字はすみ切り長さを示す。
（注）　上段：交差角９０度の場合
中段：交差角６０度の場合
下段：交差角１２０度の場合</td></tr>
<tr><td>15.0</td></tr>
<tr><td>8.0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">幹 線 道 路</td><td>18m</td><td>10.0</td><td>10.0</td></tr>
<tr><td>～</td><td>12.0</td><td>12.0</td></tr>
<tr><td>12m</td><td>8.0</td><td>8.0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主要区画道路</td><td rowspan="3">9m</td><td>5.0</td><td>5.0</td><td>5.0</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>6.0</td><td>6.0</td><td>6.0</td></tr>
<tr><td>4.0</td><td>4.0</td><td>4.0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一般区画道路</td><td>6m</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.0</td></tr>
<tr><td>～</td><td>4.0</td><td>4.0</td><td>4.0</td><td>4.0</td></tr>
<tr><td>4m</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr>
</table>

別図１　袋路状道路における転回広場　（単位：ｍ）

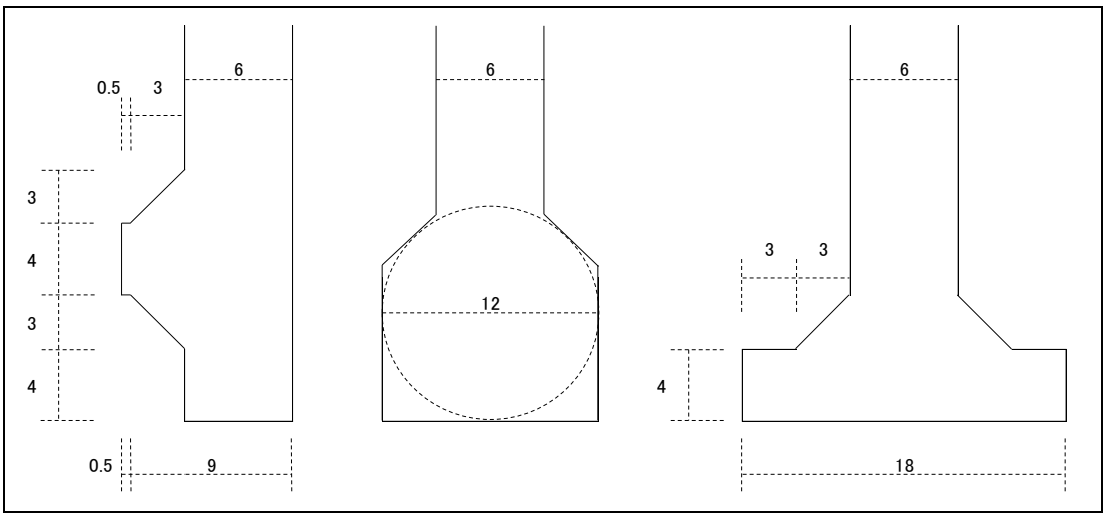

別表第３（第５条関係）

公共施設・公益施設等の帰属・管理主体の原則

公共施設等の名称	帰属	管理主体	摘要
道路	市	市	
消･融雪施設及び用地	町内会（事業主）	町内会（事業主）	町内会で帰属・管理が望ましい
下水道施設	市	市	
汚水排水管渠及び汚水処理施設			下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第８号に規定する処理区域内においては、下水に接続する時点で、帰属・管理とも市、それまでは町内会。区域外は町内会、町内会発足までは事業主。
調整池	市	市	施設設置後１年間は事業主で管理し、管理方法を確立すること
消防水利施設	市	市	
ごみ集積場施設及び用地	町内会（事業主）	町内会（事業主）	町内会で帰属・管理が望ましい
防犯灯	市	市	
交通安全施設	市	市	私道の場合は、帰属・管理とも宅地分譲の契約により、事業主又は宅地所有者
集会場用地	市	町内会（事業主）	町内会で帰属・管理が望ましい
公園等	市	市	
擁壁等	所有者	所有者	擁壁等を含む宅地購入者

様式第１号（第２条関係）

宅地開発事前協議申請書

富山市宅地開発に関する指導要綱第５条の規定により、宅地開発の事前協議を申請します。

年　　月　　日

（あて先）富山市長

申請者　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名　　㊞

開発行為の概要	１　開発区域に含まれる地域の名称	
	２　開発区域の面積	㎡
	３　予定建築物等の用途	
	４　工事施行者住所氏名	
	５　工事着手予定年月日	年　　月　　日
	６　工事完了予定年月日	年　　月　　日
	７　その他必要な事項	
※　受　付　番　号		

備考　１　※印のある欄は記入しないこと。
　　２　「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地その他の法令による許可、認可等を要する場合はその手続の状況を記載すること。

様式第２号（第３条関係）

第　　号

年　　月　　日

申請者　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名　様

富山市長　　印

宅地開発事前協議承認通知書

年　月　日付けで申請のありました次の宅地開発については、富山市宅地開発に関する指導要綱第７条の規定により、承認します。

記

開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	㎡
予定建築物の用途	
その他必要な事項	

備考　「その他必要な事項」の欄には、承認するにあたって第５条を基に、互いに合意した事項のうち、成文化を要するものがあれば記入する。

（担当）建築指導課

TEL

様式第３号（第５条関係）

公共施設・公益施設等の管理、帰属先との打合せ記録書

年　　月　　日

（あて先）富山市長

事業主　　㊞

公共施設･公益施設等の名称	打合せ内容	帰　属	管　理

様式第４号（第６条関係）

工　事　着　手　届

年　　月　　日

（あて先）富山市長

届出者　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名　　㊞

宅地開発の工事に着手しましたので富山市宅地開発に関する指導要綱第11条の規定により届け出ます。

記

工事着手年月日	年　　月　　日
開発区域に含まれる地域の名称	
許可 事前承認通知	年　　月　　日 第　　号
工事施行者住所氏名	

備考　該当しない部分は２本線にて抹消。

様式第５号（第６条関係）

工　事　工　程　届

年　　月　　日

（あて先）富山市長

届出者　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名　　㊞

宅地開発の工事が指定の工程に達しましたので富山市宅地開発に関する指導要綱第11条の規定により届け出ます。

記

工程に達した年月日	年　　月　　日
開発区域に含まれる地域の名称	
許可 事前承認通知	年　　月　　日 第　　号
工事施行者住所氏名	

備考　該当しない部分は２本線にて抹消。

様式第６号（第６条関係）

工　事　完　了　届

年　　月　　日

（あて先）富山市長

届出者　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名　　㊞

宅地開発の工事が完了しましたので富山市宅地開発に関する指導要綱第11条の規定により届け出ます。

記

工事完了年月日	年　　月　　日
開発区域に含まれる地域の名称	
事前承認通知	年　　月　　日 第　　号
工事施行者住所氏名	
※検査年月日	
※検査結果	

備考　※印のある欄は記載しないこと。

様式第７号（第６条関係）

宅 地 開 発 の 廃 止 届

年　　月　　日

（あて先）富山市長

届出者　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名　　㊞

宅地開発の計画を廃止しますので富山市宅地開発に関する指導要綱第11条の規定により届け出ます。

記

宅地開発廃止年月日	年　　月　　日
開発区域に含まれる地域の名称	
事前承認通知	年　　月　　日 第　　号
廃止の理由	
※	

備考　※印のある欄は記載しないこと。

様式第８号（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

事業主　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名　様

富山市長　　印

工事完了検査合格通知書

下記の工事は富山市宅地開発に関する指導要綱第12条の規定により検査をしたところ、要綱第６条の基準を満たしており、検査の合格を認めます。

記

検査年月日	年　　月　　日
開発区域に含まれる地域の名称	
事前承認通知	年　　月　　日 第　　号
予定建築物の用途	
※	

備考　※印のある欄は記載しないこと。

様式第９号（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

事業主　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名　　様

富山市都市整備部建築指導課長

工事完了検査手直し事項指示書

富山市宅地開発に関する指導要綱第12条の規定により検査をしたところ、以下の事項において不適切であったので手直し工事を指示する。

記

検査年月日	年　　月　　日
開発区域に含まれる地域の名称	
許可 事前承認通知	年　　月　　日 第　　号
手直し事項	
手直し期限	年　　月　　日

備考　該当しない部分は２本線にて抹消。

様式第10号（第９条関係）

第　　号

年　　月　　日

事業主　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名　　様

富山市都市整備部建築指導課長

富山市宅地開発に関する指導要綱に基づく指導書

あなたの宅地開発の計画は、富山市宅地開発に関する指導要綱第　　条の規定に下記のとおり適合しておりません。

速やかに必要な措置を講ずるよう指導します。

なお、適合しないまま、当該宅地開発に着工又は工事の継続をされるときは、要綱第14条第１項の規定により、必要な措置を講ずるべきことを勧告することがあります。

記

開発区域に含まれる地域の名称	
許可 事前承認通知	年　　月　　日 第　　号
適合していない条項の細目	
指導する必要な措置の内容	
是正内容の報告期限	年　　月　　日
履行期限	年　　月　　日

（担当）建築指導課

TEL

様式第11号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

事業主　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名　　様

富山市長　　印

富山市宅地開発に関する指導要綱に基づく勧告書

あなたの宅地開発の計画は、富山市宅地開発に関する指導要綱第　　条の規定に下記のとおり適合しておりません。

速やかに必要な措置を講ずるよう勧告します。

なお、適合しないまま、当該宅地開発に着工又は工事の継続をされるときは、要綱第14条第１項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

記

開発区域に含まれる地域の名称	
許可 事前承認通知	年　　月　　日 第　　号
適合していない条項の細目	
指導する必要な措置の内容	
是正内容の報告期限	年　　月　　日
履行期限	年　　月　　日

（担当）建築指導課
TEL

様式第12号（第11条関係）

第　　号
年　　月　　日

事業主　住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名　　様

富山市長　　印

富山市宅地開発に関する指導要綱に基づく意見陳述の機会の付与の通知

富山市宅地開発に関する指導要綱第14条第３項による公表を行うに当たり、下記のとおり意見陳述の機会を付与しますので、下記のとおり意見書を提出して（口頭による意見陳述を行って）ください。

記

１　予定される公表内容
（１）　勧告の内容
（２）　あなたの氏名及び住所（法人の場合にあっては名称及び所在地）
（３）　開発行為の区域に含まれる地域の名称（及び開発行為の許可、事前承認通知の年月日及び番号）
２　公表の原因となる事実
３　意見書の提出先、期限又は口頭による意見の聴取を行う場所及び日時
４　意見陳述の機会の付与に際しての留意事項
（１）　あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって陳述の機会の付与に関する行為を行わせることができます。
代理人を選任したときは、代理人の氏名、住所、意見陳述に係る開発行為の区域に含まれる地域の名称（及び開発行為の許可、事前承認通知の年月日及び番号）及びあなたとの関係を記載した代理人選定届出書に当該代理人に意見陳述の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を明示した書面を合わせて、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに市長に提出してください。
（２）　口頭による意見の陳述の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気やその他のやむを得ない理由がある場合には、市長に対し、変更申出書により、意見陳述の日時の変更を申し出ることができます。

（担当）建築指導課
TEL